

由利本荘市 次世代育成支援後期行動計画

安心して子どもを産み、健やかに育つ

子育ての絆あるまちづくり

由利本荘市

目 次

第1部	総論	
第1章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の策定体制等	3
5.	計画の推進体制	4
第2章	現状分析	
1.	少子化の動向	
(1)	人口の推移	5
(2)	出生の動向	6
(3)	結婚・離婚の動向	7
2.	家族の状況	
(1)	世帯の動向	8
(2)	女性の就労状況	9
(3)	産業と雇用の状況	10
3.	子どもの状況と子育ての実態	
(1)	子育ての実態	11
(2)	子育てに関する保護者の意識	12
第2部	計画の基本的な考え方	
第1章	基本的な9つの視点	16
第2章	基本理念と基本目標	
1.	基本理念	19
2.	基本目標	20
3.	由利本荘市次世代育成支援行動計画体系図	21
第3部	各論	
第1章	地域における子育て支援の充実	24
1.	地域における子育て支援の充実	25
2.	保育サービスの充実	30
3.	子育て支援ネットワークづくり	35
4.	児童健全育成支援の充実	38
5.	経済的負担の軽減	44
第2章	母性並びに乳幼児および乳児等の健康確保および増進	46
1.	子どもや母親の健康の確保	47
2.	食育の推進	52
3.	思春期保健対策の充実	54
4.	小児医療の充実	58

第3章	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	60
1.	次代の親の育成	61
2.	子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の整備	63
3.	家庭や地域の教育力の向上	72
4.	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	76
第4章	子育てを支援する生活環境の整備	78
1.	良質な住宅の確保	79
2.	安全な道路交通環境の整備	81
3.	安全・安心まちづくりの推進	83
4.	安心して外出できる環境の整備	85
第5章	職業生活と家庭生活の両立	87
1.	多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し	88
2.	仕事と子育ての両立	91
第6章	子ども等の安全確保の推進	93
1.	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	94
2.	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	97
3.	被害に遭った子どもの保護の推進	101
第7章	要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進	103
1.	児童虐待防止対策の充実	104
2.	ひとり親家庭等の自立支援の推進	107
3.	障害児施策の推進と家族支援	109
第4部	資料編	
	次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画に係る目標数値等	114
	推計児童人口	115
	「次世代育成支援に関するニーズ調査」に基づくニーズ量	116
	保育所・幼稚園等一覧	118
	次世代育成支援推進協議会名簿	121

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

第2章 現状分析

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

法においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあつては、市町村行動計画を策定することとされ、都道府県にあつては、都道府県行動計画を策定することとされています。また、国及び地方公共団体以外の事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人（平成23年4月1日以後は、100人）を超えるものにあつては、一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出ることとされ、常時雇用する労働者の数が300人（平成23年4月1日以後は、100人）以下の一般事業主にあつては、一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出るよう努めることとされています。さらに、国及び地方公共団体の機関等にあつては、特定事業主行動計画を策定することとされています。

本市では、この次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「由利本荘市次世代育成支援行動計画」を策定しました。この計画は、平成17年度からの10年間で次世代の育成支援の集中的・計画的推進計画と定め、そのうちの平成21年度までの5年を前期として策定した計画です。

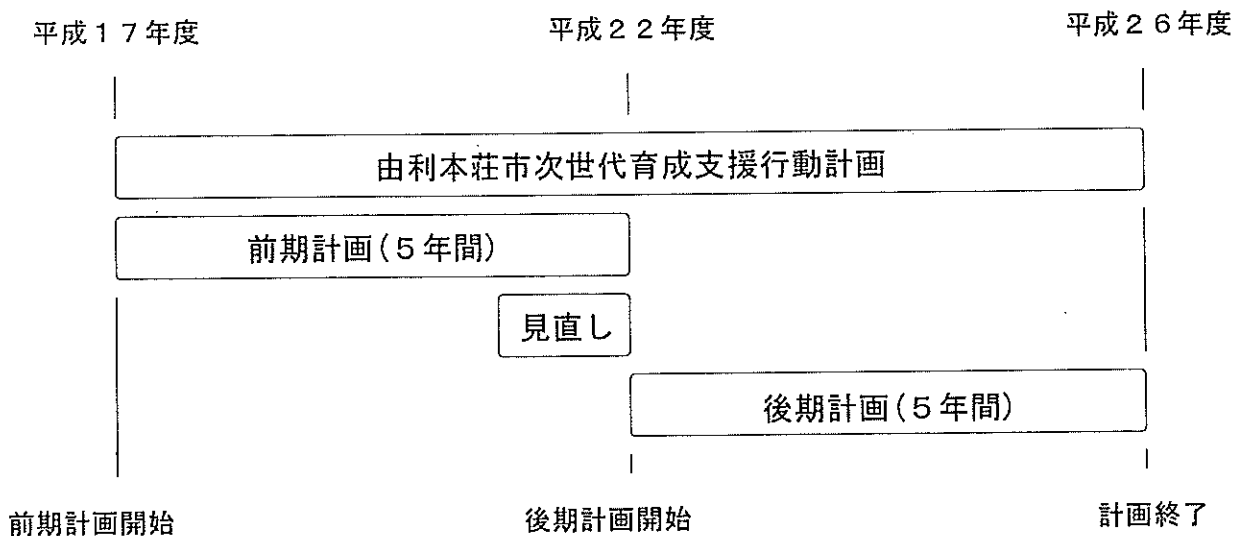
今回策定の「由利本荘市次世代育成支援後期行動計画」は、平成17年に策定した計画を基本としながら、その後の状況の変化や平成20年度に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果を基に、必要な見直しを行い、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つ環境づくりのための子育て支援に関する行動計画となります。

2. 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、由利本荘市が策定した市町村行動計画です。

3. 計画の期間

この計画は、平成17年に策定した「由利本荘市次世代育成支援行動計画」を基本としながら、必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として策定しています。



4. 計画の策定体制等

(1) 次世代育成支援に関するニーズ調査

この計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、子育て家庭における生活実態、子育て支援サービスへの質的量的なニーズ並びに子育てに関する意見や要望を調査しました。

- ・調査期間 平成21年1月
- ・調査対象 市内に居住する就学前の児童がいる世帯（就学前児童）及び小学生の児童がいる世帯（小学校児童）
- ・標本数 就学前児童 1, 240世帯（母数：4, 135世帯）
小学生児童 1, 332世帯（母数：4, 440世帯）
- ・有効回収数 就学前児童 780世帯（回収率：62.9%）
小学生児童 929世帯（回収率：69.7%）

(2) 由利本荘市次世代育成支援推進協議会

この計画は、由利本荘市次世代育成支援推進協議会にて協議し策定しました。

由利本荘市次世代育成支援推進協議会は、次世代育成支援行動計画の推進にあたり、計画の進行管理や見直し等のため、広く市民から意見を聴き、計画に反映させることを目的に、設置されています。協議会の委員は、行動計画策定に携わった団体、各地域の代表者等で組織されています。

(3) 次世代育成支援後期行動計画策定庁内検討会

この計画の策定にあたり、庁内検討会を組織し、関係各課で協議し計画（案）の策定を進めました。

庁内検討会（関係各課）	
総務部	職員課
企画調整部	企画調整課
市民環境部	市民生活課、交通防災課
福祉保健部	健康管理課、福祉支援課、子育て支援課
農林水産部	農業水産課
商工観光部	商工振興課
建設部	建設管理課、都市計画課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、生涯学習推進課、スポーツ振興課

5. 計画の推進体制

この計画の推進のため、由利本荘市次世代育成支援推進協議会にて、計画の進行管理や見直し等の協議、具体的な施策や事業についての意見交換等を行います。

また、市ホームページ等に、この計画を公表し、市民の意見を伺う機会を設けるとともに市民ニーズの把握に努め、施策への反映を図ります。

第2章 現状分析

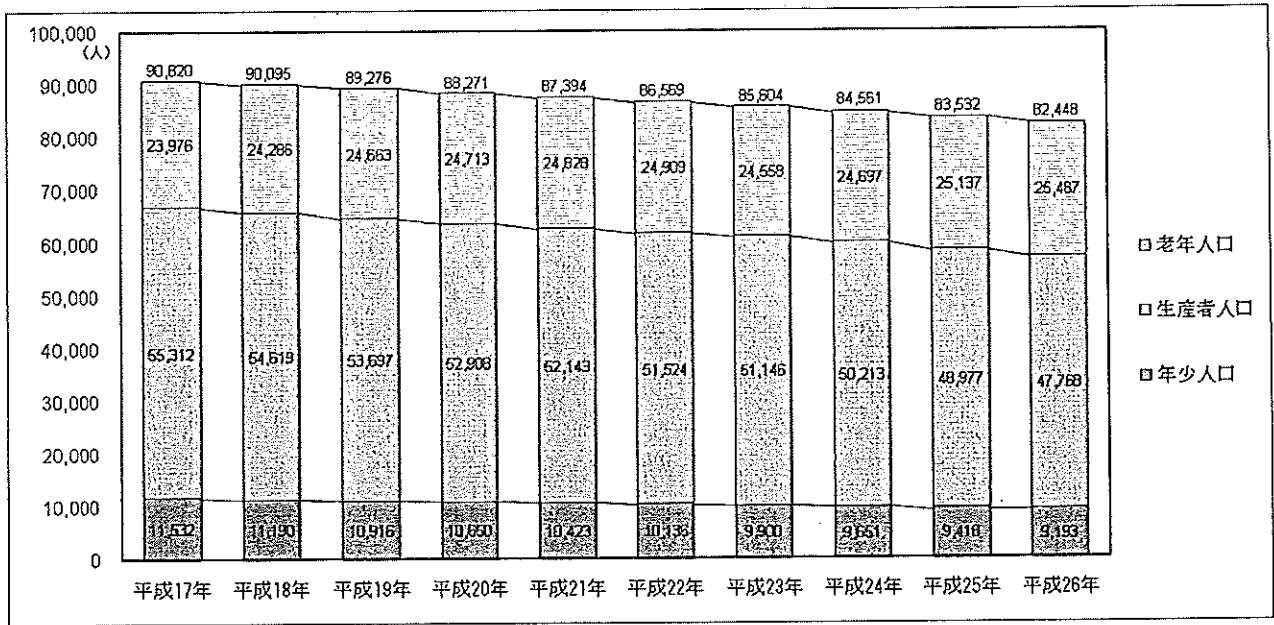
1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

平成17年の総人口は90,820人でしたが、平成21年は87,394人となり、3,426人の減少となっています。また、平成26年の総人口を推計すると82,448人と見込まれ、平成17年と比較すると8,372人減少すると推測されます。

この10年間の人口推計を年齢3区分別で見ると、年少人口は2,339人(20.3%)の減少、生産者人口は7,544人(13.6%)の減少となり、老年人口は1,511人(6.3%)の増加と推測されます。特に、年少人口に限ってみると平成22年までは10,000人台を維持しますが、平成23年以降は10,000人を下回ると推測され、引き続き少子高齢化の傾向が伺えます。

▼年齢3区分人口推計



年少人口：0歳から14歳 生産者人口：15歳から64歳 老年人口：65歳以上

▼地域別人口の推移及び人口推計値(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	90,820	90,095	89,276	88,271	87,394	86,569	85,604	84,561	83,532	82,448
本荘地域	44,815	44,792	44,573	44,376	44,204	44,038	43,795	43,515	43,219	42,906
矢島地域	6,088	5,951	5,853	5,722	5,640	5,514	5,393	5,243	5,121	4,980
岩城地域	6,285	6,259	6,272	6,174	6,097	6,094	6,078	6,063	6,039	6,019
由利地域	5,973	5,878	5,823	5,771	5,657	5,549	5,436	5,319	5,212	5,095
大内地域	9,526	9,390	9,212	9,021	8,877	8,726	8,543	8,363	8,178	7,981
東由利地域	4,700	4,578	4,492	4,360	4,269	4,147	4,023	3,890	3,759	3,644
西目地域	6,763	6,745	6,687	6,653	6,620	6,640	6,652	6,663	6,666	6,662
鳥海地域	6,670	6,502	6,364	6,194	6,030	5,861	5,684	5,505	5,338	5,161

※資料：住民基本台帳

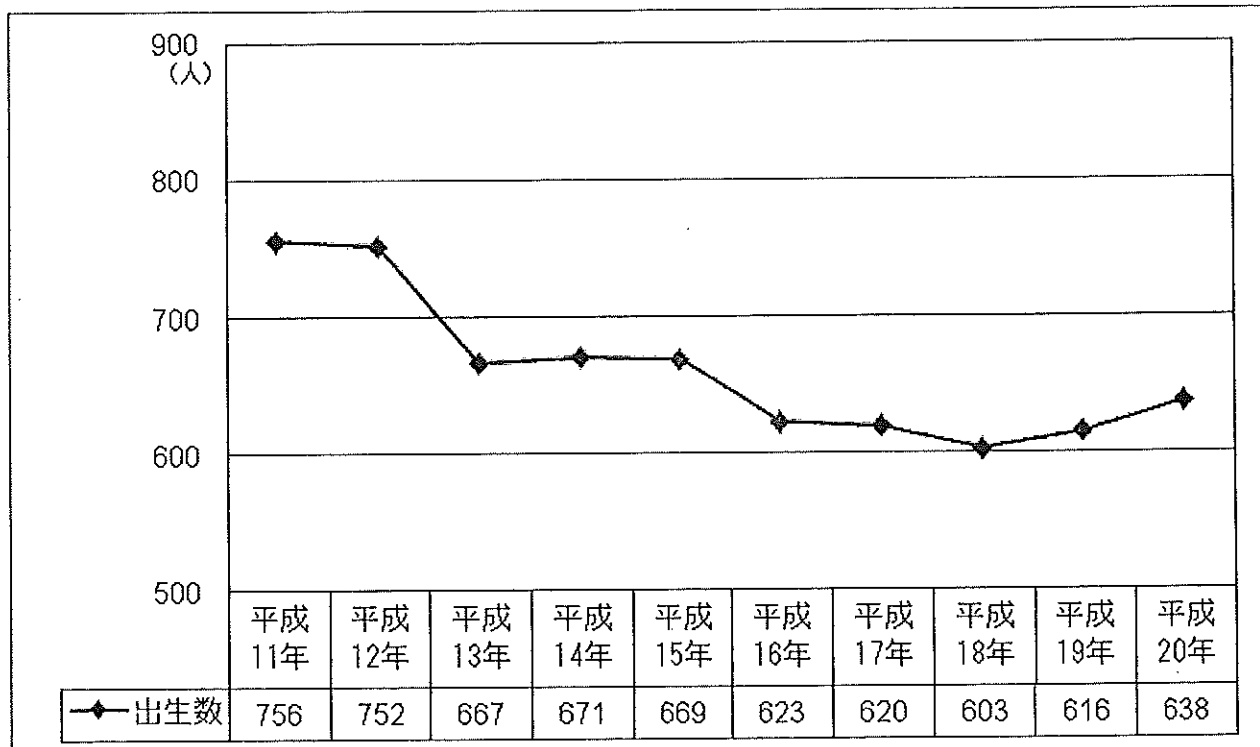
平成17年から平成21年は住民基本台帳より計上。平成22年以降は推計値を計上。

(2) 出生の動向

平成20年までの過去10年間の出生数をみると、平成13年から600人台となり、平成16年からの5年間では平成18年の最小出生数をはじめ600人台前半を維持している状況にあります。

平成11年と平成20年の出生数を比較すると118人（15.6%）の減少となり、依然として出生の低下に歯止めがかかりません。

▼出生数の推移



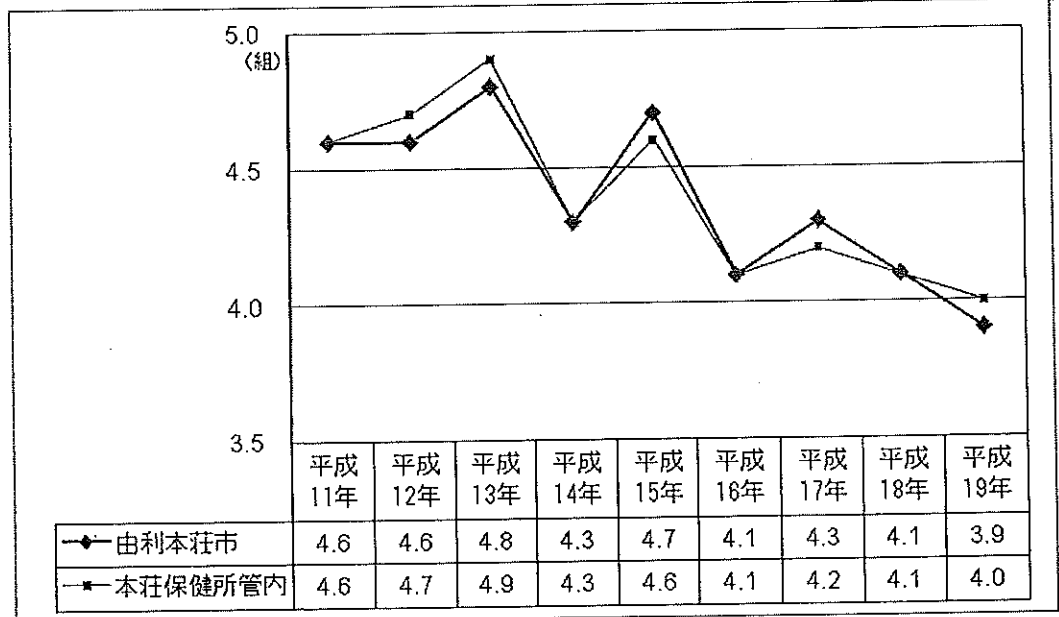
※資料：秋田県年齢別人口流動調査
 (毎年10月から翌年9月までの集計を1年として実施している調査)

(2) 結婚・離婚の動向

人口1,000人あたりの婚姻数（婚姻率）をみると、増減を繰り返しながらも4組台を維持していましたが、平成19年には3組台となり減少傾向が伺えます。また、由利本荘保健所管内との比較では、ほぼ同水準で推移していることが分かります。

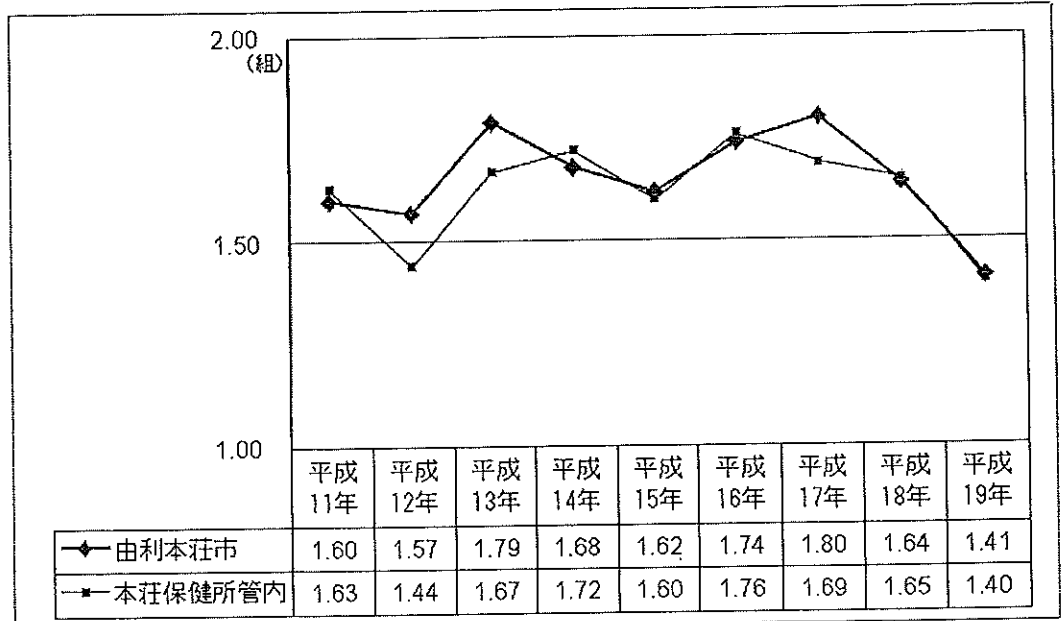
人口1,000人あたりの離婚数（離婚率）をみると、常に1.5組台を上回って推移し平成17年に1.8組と最も高くなりましたが、平成19年には1.5組を下回っています。また、由利本荘保健所管内との比較では、離婚率の割合が高い年の差は大きいですが、それ以外は同水準で推移していることが分かります。

▼婚姻率の推移（人口千対）



※資料：秋田県衛生統計年鑑

▼離婚率の推移（人口千対）



※資料：秋田県衛生統計年鑑

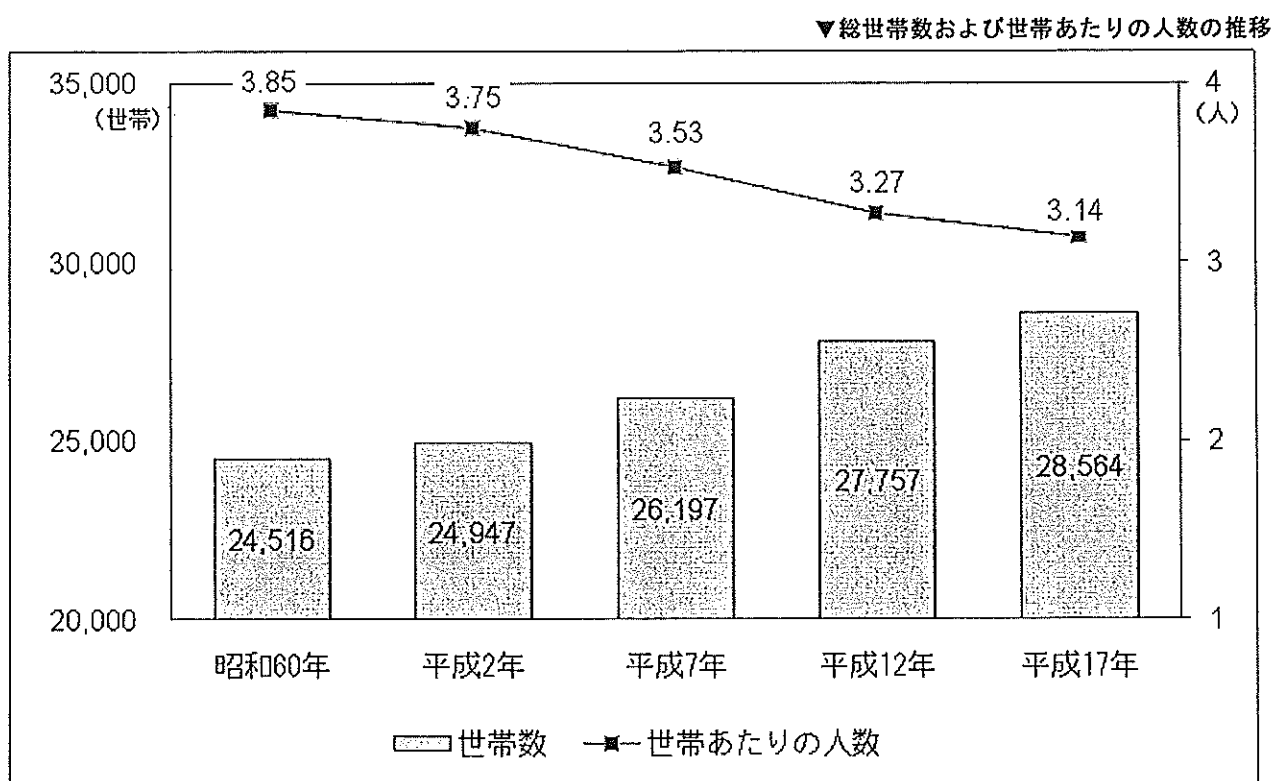
1. 家族の状況

(1) 世帯の動向

昭和60年の総世帯数は24,516世帯でしたが、その後増え続け、平成17年には28,564世帯となり、4,048世帯（16.5%）の増加となっています。

一方、世帯あたりの人数は、昭和60年に3.85人だったのに対し、平成17年は3.14人まで減少しています。

少子高齢化が引き続き進行していくなかで世帯数が増加傾向にあることから、今後も世帯の小規模化や核家族化が進むものと推測されます。

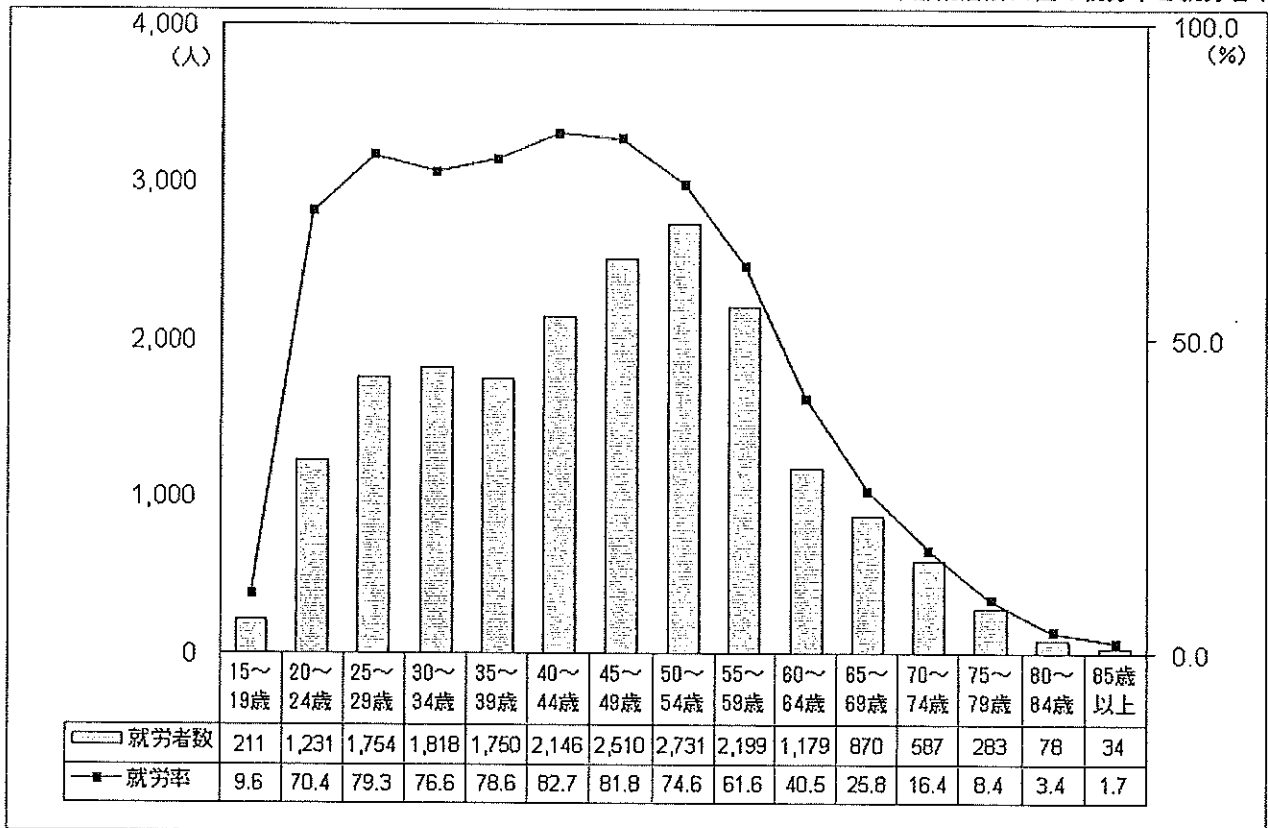


※資料：国勢調査

(2) 女性の就労状況

平成17年の女性の年齢別就労状況をみると、20歳から54歳までの就労率が70%以上となっており、中でも子育てから手が離れる40歳代は就労率が特に高く、80%以上となっています。

▼年齢階層別女性の就労率と就労者数



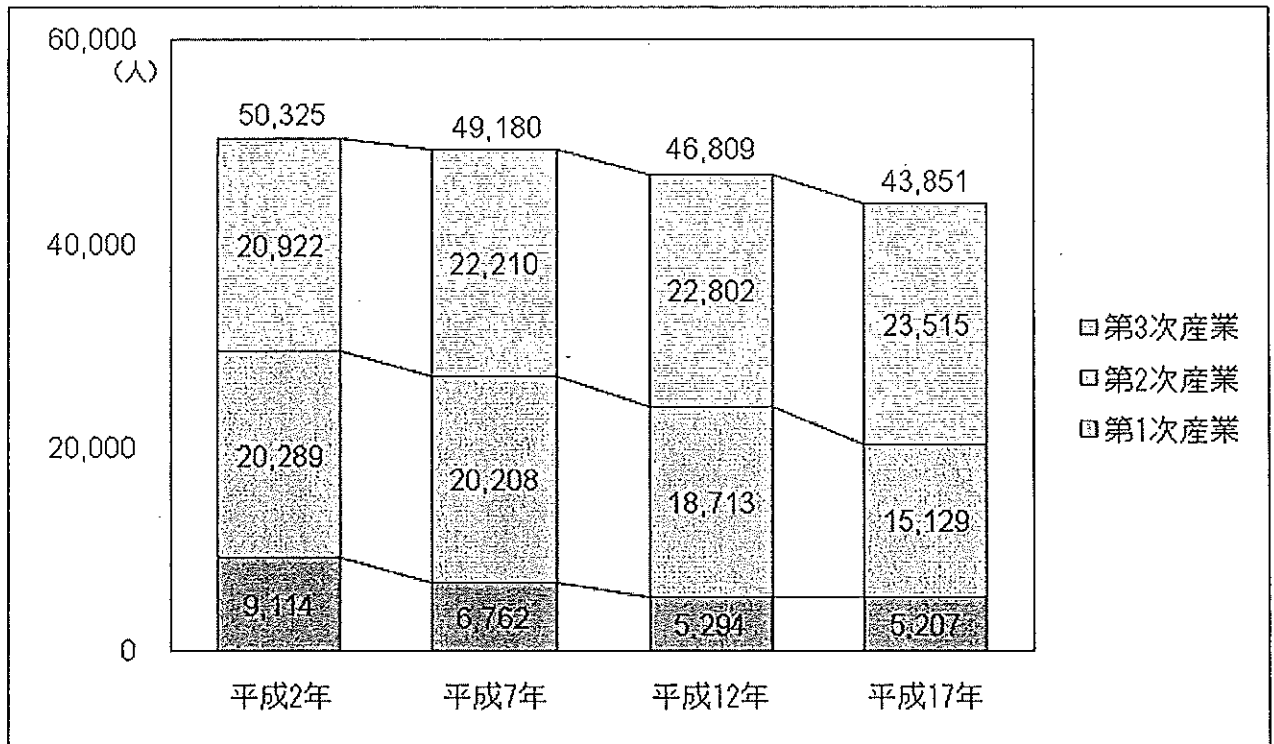
※資料：平成17年国勢調査

(3) 産業と雇用の状況

産業別就業者の推移をみると、農業や漁業などの第1次産業と工業や建設業などの第2次産業の就業者数は減少し、小売業やサービス業などの第3次産業の就業者数が増加しています。

全体の就業者数では、平成2年が50,325人だったのに対し平成17年では43,851人と6,474人(12.9%)減少しています。

▼産業別就業者数の推移



※資料：国勢調査

3. 子どもの状況と子育ての実態

(1) 子育ての実態

【相談相手】

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、「身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか。」と尋ねたところ、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「配偶者・パートナー」が最も多く回答されました。

また、「その他の親族（親・きょうだいなど）」、「近所の人・知人・友人」などが多く回答され、子育てに関する悩みや不安をより身近な人に相談していることが分かります。

【子育てに関する相談相手 上位5位（複数回答）】

就学前児童保護者

	相談相手	回答割合
1	配偶者・パートナー	75.3%
2	その他の親族（親・きょうだいなど）	69.1%
3	近所の人・知人・友人	47.6%
4	職場の人	37.4%
5	保育士・幼稚園の先生・学校の先生	34.4%
	相談相手がいない	1.4%

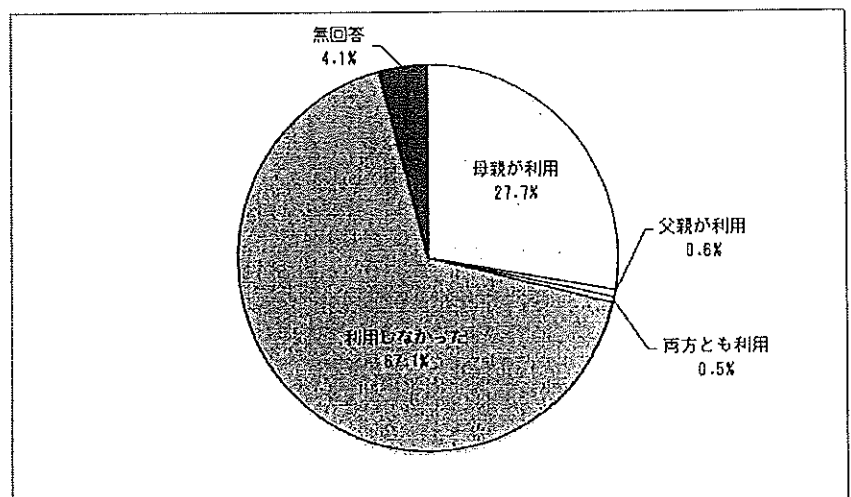
小学生児童保護者

	相談相手	回答割合
1	配偶者・パートナー	60.5%
2	その他の親族（親・きょうだいなど）	56.5%
3	近所の人・知人・友人	47.1%
4	職場の人	34.9%
5	保育所・幼稚園・学校の保護者の仲間	18.7%
	相談相手がいない	2.0%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

【育児休業の取得】

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、「封筒のあて名のお子さんについて、母親又は父親が育児休業制度を利用なさいましたか。」と尋ねたところ、母親の利用割合が28.2%、父親の利用割合が1.1%、利用しなかった割合が67.1%となっています。

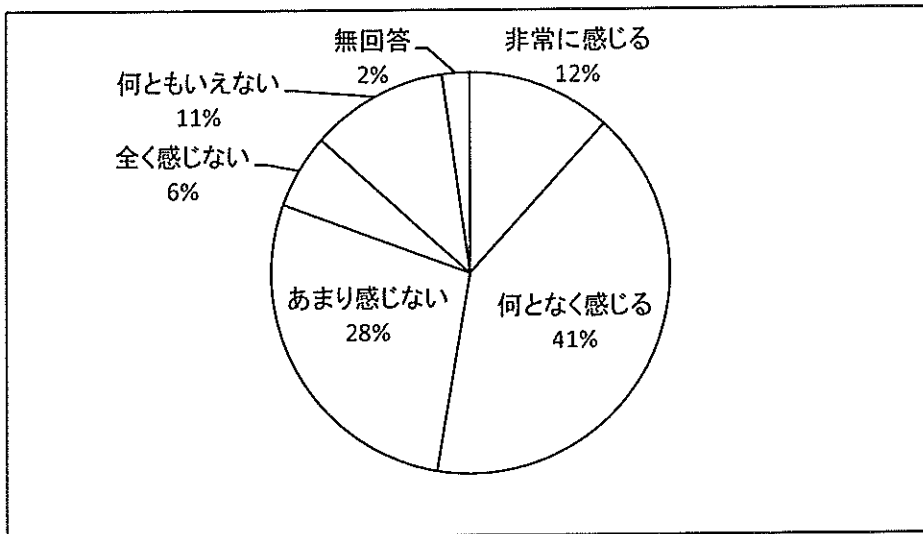


(2) 子育てに関する保護者の意識

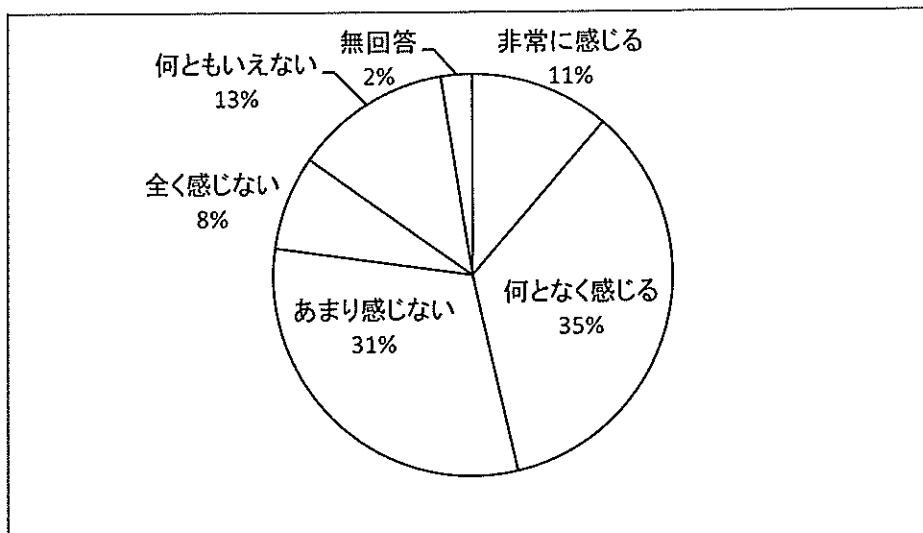
【子育てに関する不安感や負担感】

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、「子育てに関して不安感や負担感などをお感じですか。」と尋ねたところ、不安を感じる（非常に不安や負担を感じると何となく不安や負担を感じると、回答した合計）と回答した割合が、就学前児童保護者で52.7%、小学生児童保護者で46.4%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



【充実を図ってほしい子育て支援】

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、「市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。」と尋ねたところ、就学前児童保護者では、回答の多い順に「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」となっています。

小学生児童保護者からは「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の順に回答が多くなっています。

【充実を図ってほしい子育て支援 上位5位（複数回答）】

就学前児童保護者

	充実を図ってほしい子育て支援	回答割合
1	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	66.2%
2	保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい	55.4%
3	安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい	38.1%
4	児童館など、親子が安心して集まれる身近な場・イベントの機会がほしい	30.5%
5	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場間環境の改善を働きかけてほしい	29.7%
	特になし	3.2%

小学生児童保護者

	充実を図ってほしい子育て支援	回答割合
1	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	42.1%
2	安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい	39.5%
3	児童館など、親子が安心して集まれる身近な場・イベントの機会がほしい	20.1%
4	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場間環境の改善を働きかけてほしい	19.9%
5	保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい	15.1%
	特になし	13.3%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

第2部 計画の基本的な考え方

第1章 基本的な9つの視点

第2章 基本理念と基本目標

第1章 基本的な9つの視点

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針では、9つの視点が上げられています。

視 点	行 動 計 画 策 定 指 針
(1) 子どもの視点	我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。
(2) 次代の親づくりという視点	子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。
(3) サービス利用者の視点	核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要である。
(4) 社会全体による支援の視点	次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

視 点	行 動 計 画 策 定 指 針
(5) 仕事と生活の調和 の実現の視点	<p>憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。</p> <p>働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である。</p>
(6) すべての子どもと 家庭への支援の視点	<p>次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。</p> <p>その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。</p>
(7) 地域における社会 資源の効果的な活用の 視点	<p>地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員・児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。</p> <p>また、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十八条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要である。</p>

視 点	行 動 計 画 策 定 指 針
(8) サービスの質の視点	利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要である。
(9) 地域特性の視点	都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。

第2章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

次世代育成支援対策推進法における基本理念は「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」とされています。

これを踏まえて、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つ環境づくりのため基本理念を次のように定めます。

安心して子どもを産み、健やかに育つ
子育ての絆あるまちづくり

2. 基本目標

次世代育成支援行動計画の基本理念を実現するために、7つの基本目標を掲げ総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

(1) 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域における多様な子育て支援を推進します。

(2) 母性並びに乳児および児童等の健康確保および増進

母子保健は、生涯を通じた健康な生活をおくる第一歩であり、次の世代を健やかに産み育てるための基礎となります。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ安心してできるように妊娠早期からの健康管理と指導を強化し、快適な妊娠・出産・子育てができる取り組みを行います。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが、心豊かに人を思いやる気持ちを持ち、基本的な習慣やモラル、自立心や自制心を身につけるための教育を、学校をはじめとする関係機関で推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと親がともに安全かつ安心して生活できる環境を、公園や道路、居住空間などのあらゆる視点で整備し改善していきます。

(5) 職業生活と家庭生活の両立

子育てと仕事を両立するための取り組みを、住民と行政はもちろんのこと、企業に対する支援体制の充実を啓発・推進するとともに、多様な働き方に柔軟に対応する保育サービスの充実を図ります。

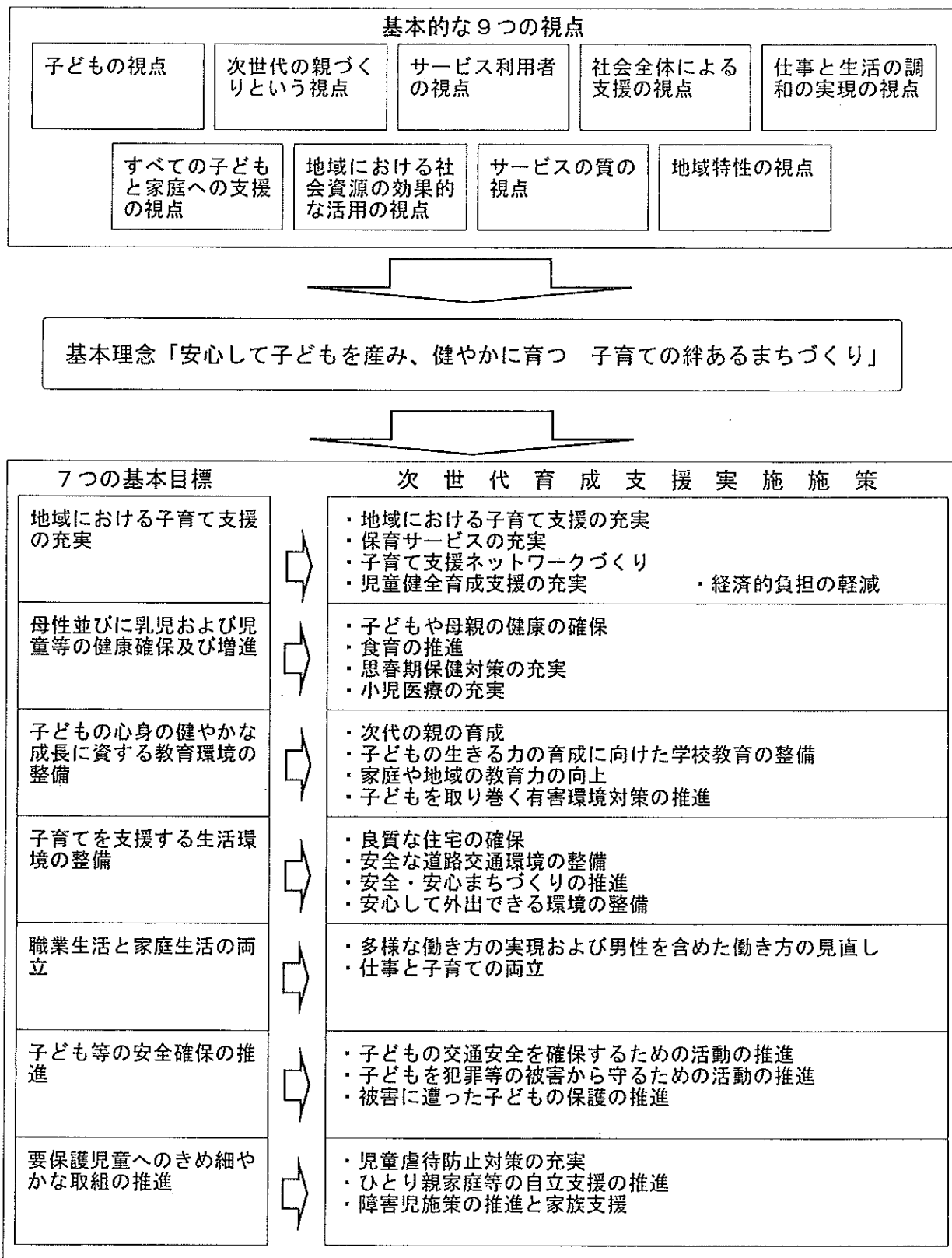
(6) 子ども等の安全確保の推進

子どもを犯罪から守るべく、学校、家庭、地域が協力し関係機関の協力のもと、事件・事故の防止を行い、安全な生活環境を整備します。

(7) 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

すべての子どもの人としての権利と自由を守るため、ひとり親世帯の自立支援、障害児施策の充実、児童虐待防止に努めます。

3. 由利本荘市次世代育成支援行動計画体系図



第3部 各論

第1章 地域における子育て支援の充実

第2章 母性並びに乳幼児および乳児等の
健康確保および増進

第3章 子どもの心身の健やかな成長に
資する教育環境の整備

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

第5章 職業生活と家庭生活の両立

第6章 子ども等の安全確保の推進

第7章 要保護児童への
きめ細かな取り組みの推進

第1章 地域における子育て支援の充実

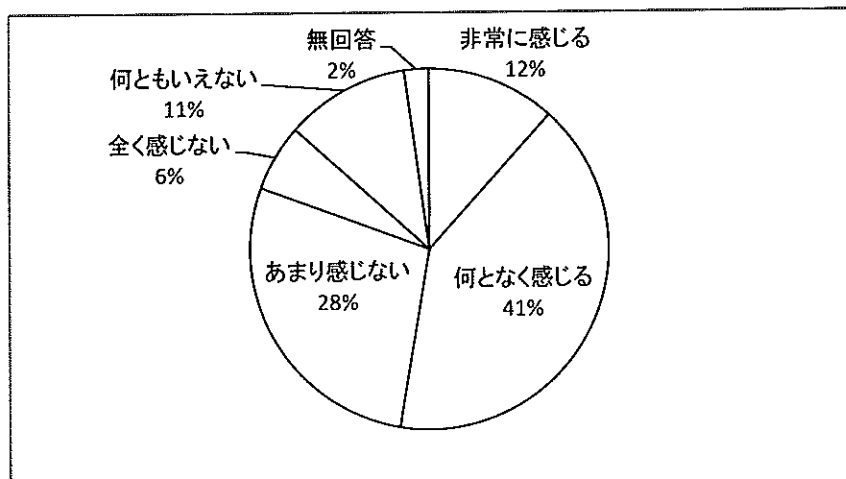
【現状】

近年、都市化の進行と核家族化、女性の社会進出等に伴い、地域における人のつながりが薄れてきています。こうした社会を背景に、「身近に相談できる相手がない」、「子育てに協力してくれる相手がない」などの理由で、育児への負担や不安を感じる人が増えています。

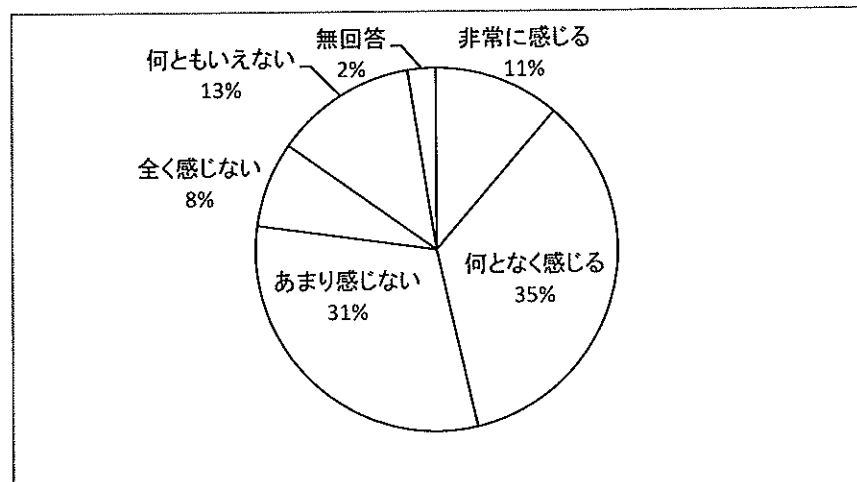
このため、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実と情報提供が求められています。また、児童の健全な育成を図る上で、地域において児童と住民が自主的に参加し交流できる場と、住民同士の連携意識の高揚を促進します。

【子育てに関する不安感や負担感】

◆就学前児童保護者



◆小学生児童保護者



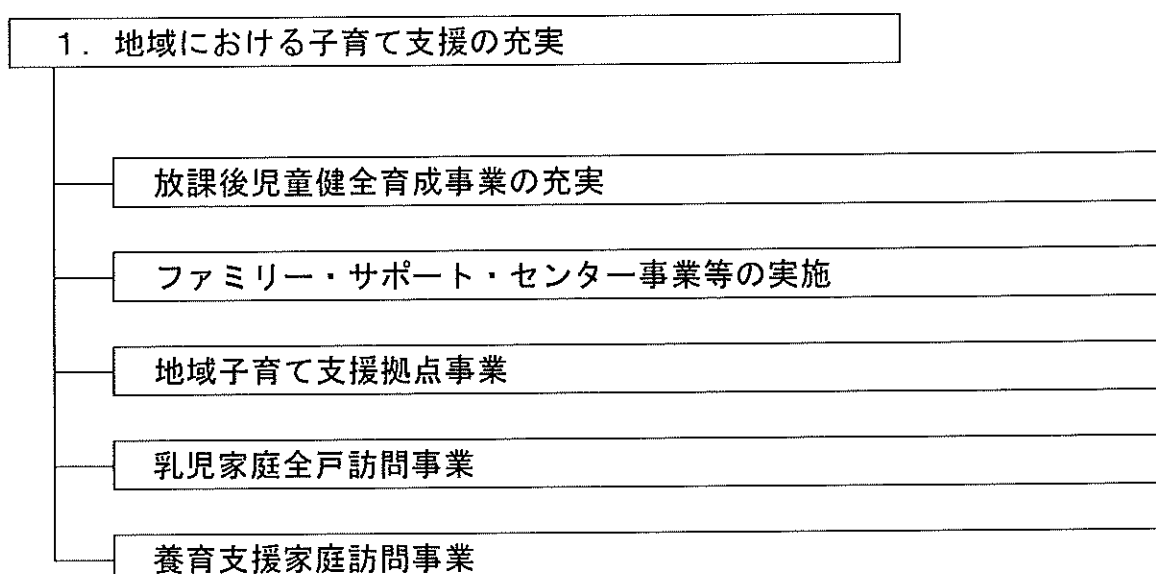
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

1. 地域における子育て支援の充実

基本施策

次代を担う子どもたちと専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、総合的な地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

施策体系



■ 放課後児童健全育成事業の充実

現状と課題

現在、すべての小学校区で放課後児童クラブを実施しており、今後も子育てと仕事の両立支援のための事業を実施します。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象とした放課後児童クラブの実施・拡充に努めます。
- 研修等に積極的に参加し、放課後児童指導員の資質向上に努めます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策を推進します。
- 家庭においては、子どもの幸せを第一に考えて子育て支援サービスを上手に利用しましょう。

■ 地域別実施目標

放課後児童クラブの実施・拡充に努めます。

(単位：か所)

放課後児童クラブ	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
平成21年度	6	1	3	1	1	2	1	3	18
↓									
平成26年度	7	1	3	1	3	2	1	3	21

■ ファミリー・サポート・センター事業

現状と課題

ファミリー・サポート・センター事業は、地域において、育児や介護の援助を受けたい人が利用会員に、行いたい人が協力会員となり、育児や介護について相互援助する会員組織による事業です。平成18年度から由利本荘市社会福祉協議会へ委託し、各支部を通じて市内全域で利用できる体制で実施しています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○「子育てのお手伝いをしたい方」と「子育ての手助けをしてほしい方」を会員として組織化し、相互援助活動を行うことにより仕事と育児の両立等の支援を図り、安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

○会員の確保などスムーズな事業運営に努めます。

○家庭においては、子どもの幸せを第一に考えて子育て支援サービスを上手に利用しましょう。

■ 地域子育て支援拠点事業

現状と課題

子育て家庭を支援するため、育児不安等についての相談指導、子育てサークルの育成・支援を行っています。今後とも事業の充実・拡充が必要です。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 事業の内容の充実を図るとともに、積極的な住民参加を啓発・促進するよう努めます。
- 地域や家庭においては、積極的に事業を利用し、子育てをする家庭と家庭のつながりを広げましょう。

■地域別実施目標

全ての地域での実施を目指します。

(単位：か所)

子育て支援センター	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
平成21年度	1	1	0	1	1	0	0	1	5
↓									
平成26年度	1	1	1	1	1	1	1	1	8

■ 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

現状と課題

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。

平成21年度から全戸訪問を実施。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○情報提供等の充実と支援が必要な家庭の把握に努めます。

■ 養育支援家庭訪問事業

現状と課題

本来、子どもの養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めてくることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前の段階で訪問による支援を実施します。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○各種研修に積極的に参加し、支援者のレベルの向上を図ります。

○早期支援のため、関係機関・関係団体との連携を図ります。

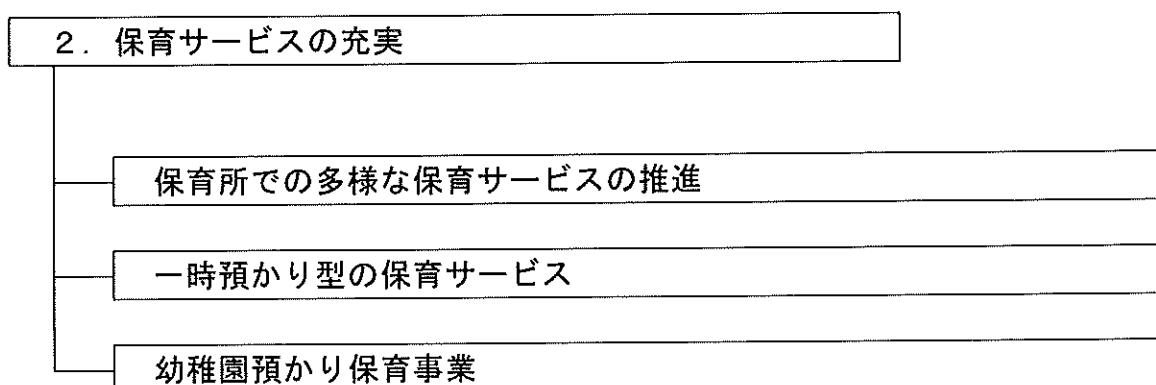
2. 保育サービスの充実

基本施策

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育施設のニーズも多様化しています。そこで、子どもの幸せを第一に考えるとともに、サービス利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、安心して働くことができる保育サービスの提供体制を整備していきます。

また、保育サービスの利用者の質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

施策体系



■ 保育所での多様な保育サービスの推進

現状と課題

女性の社会進出や就労形態の変化に伴い、延長保育、預かり保育など多様な保育需要が見込まれることから、専業主婦への子育て支援も視野に入れて誰もが必要なときに安心して利用できる柔軟な保育サービスの提供が必要となってきています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 認定子ども園を含む保育施設の充実に図ります。
- 乳児保育、一時預かり保育、障がい児保育、地域活動事業などを行う認定子ども園を含めた保育所の充実、拡充に努めます。
- 就労形態の多様化に対応するため、休日保育の充実に努めるとともに、延長保育の時間延長と夜間保育事業、特定保育事業の実施についても検討します。
- 保育サービスを担う民間保育所（認定子ども園を含む。）へ各種補助事業の充実に努めます。
- 家庭においては、子どもの視点に立って、必要なサービスを利用しましょう。

【通常保育】

平日における日中（8～11時間程度）の保育事業

■ 地域別実施目標

対象児童の減少が見込まれますが、現状維持を図ります。

（単位：か所）

通常保育（認可）	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
平成21年度	13	1	2	1	3	2	1	3	26
↓									
平成26年度	13	1	2	1	3	2	1	3	26

■ 目標事業量

ニーズ量に合わせ目標事業量を定めます。

（単位：人、％）

通常保育（認可）	事業量		対象児童人口		充足率
	実績見込	2,491	実人口	3,685	
平成21年度					67.6
↓					
平成26年度	目標事業量	2,444	推計人口	3,475	70.3

【延長保育事業】

日中保育開始前や終了後の保育時間を超えて子どもを預かる事業

■地域別実施目標

全ての認可保育所での実施を目指します。

(単位：か所)

延長保育事業	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
平成21年度	12	1	2	1	3	2	1	3	25
↓									
平成26年度	12	1	2	1	3	2	1	2	24

【夜間保育事業】

概ね11時から22時まで保育する事業

■実施目標

本市では、未実施です。実施について、検討します。

【休日保育事業】

休日における日中（8～11時間程度）子どもを預かる事業

■地域別実施目標

対象児童の減少が見込まれますが、就労形態の多様化に対応するため現状維持を図ります。

(単位：か所)

休日保育事業	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
平成21年度	3	0	0	0	0	0	0	0	3
↓									
平成26年度	3	0	0	0	0	0	0	0	3

■ 一時預かり型の保育サービス

現状と課題

保育ニーズが多様化してきており、保護者が、勤務の都合などやむを得ない事情により、家庭で保育できない状況が発生したり、突発的な出来事で一時的に子どもを預けたい等の要望が増えてきていることから、一時的に預かるサービスの充実が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 病気や冠婚葬祭など突発的な出来事に対応できる、一時預かり型サービスを充実します。
- 家庭においては、子どもの幸せを第一に考えて子育て支援サービスを上手に利用しましょう。

【一時預かり事業】

緊急的、臨時的な日中の一時保育

■ 地域別実施目標

全ての認可保育所での実施を目指します。

(単位：か所)

延長保育事業	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
平成21年度	12	1	2	1	3	2	1	3	25
↓									
平成26年度	13	1	2	1	3	2	1	2	25

【病児・病後児保育事業（病後児対応型）】

病気の回復期にある乳幼児専用スペースで一時的に預かる事業

■ 地域別実施目標

対象児童の減少が見込まれますが、要望が増えてきていることから、現状維持を図るとともに、未実施地域での実施を検討します。

(単位：か所)

病後児保育事業	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
平成21年度	1	1	1	0	0	0	0	1	4
↓									
平成26年度	1	1	1	0	0	0	0	1	4

■ 幼稚園預かり保育事業

現状と課題

本市の平成25年度の幼稚園数は、私立4か所(うち1園認定こども園)、公立1か所となっています。また、すべての幼稚園で預かり保育を実施していますが、利用者のニーズを踏まえ一層の充実が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 認定こども園も含めて、より一層の充実を図ります。
- 安心して子どもを産み、多くの人々に見守られながら、また働きながら子育てができるよう、預かり保育の充実に努めます。
- 家庭においては、子どもの視点に立ってサービスを利用しましょう。

■ 地域別実施目標

全ての幼稚園で実施しています。現状維持を図ります。

(単位：か所)

休日保育事業	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
平成25年度	4	0	0	0	0	0	1	0	5
↓									
平成30年度	4	0	0	0	0	0	1	0	5

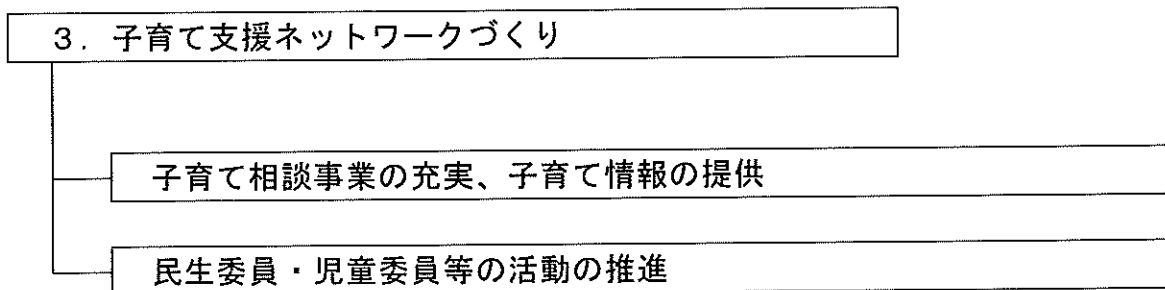
3. 子育て支援ネットワークづくり

基本施策

子育てを行っている全ての家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。

施策体系



■ 子育て相談事業の充実、子育て情報の提供

現状と課題

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援センター、保健センター、家庭相談室等で子育ての相談を実施していますが、さらに相談体制の充実に努める必要があります。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センターの充実に努めます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援センター、保健センター、福祉事務所、民生児童委員等による地域における子育て支援等のネットワークづくりを促進します。
- 子育てボランティア等の社会資源の活用を図るとともに、子育てサークル相互の交流を促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるように努めます。
- 各種子育て支援サービス情報をまとめた子育て支援マップ、子育てガイドブックの作成やホームページ開設・充実による子育て情報の提供を推進します。
- 家庭においては、各種子育て支援サービス情報を活用して、子育て親子同士の交流を図りましょう。

■ 民生委員・児童委員等の活動の推進

現状と課題

地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

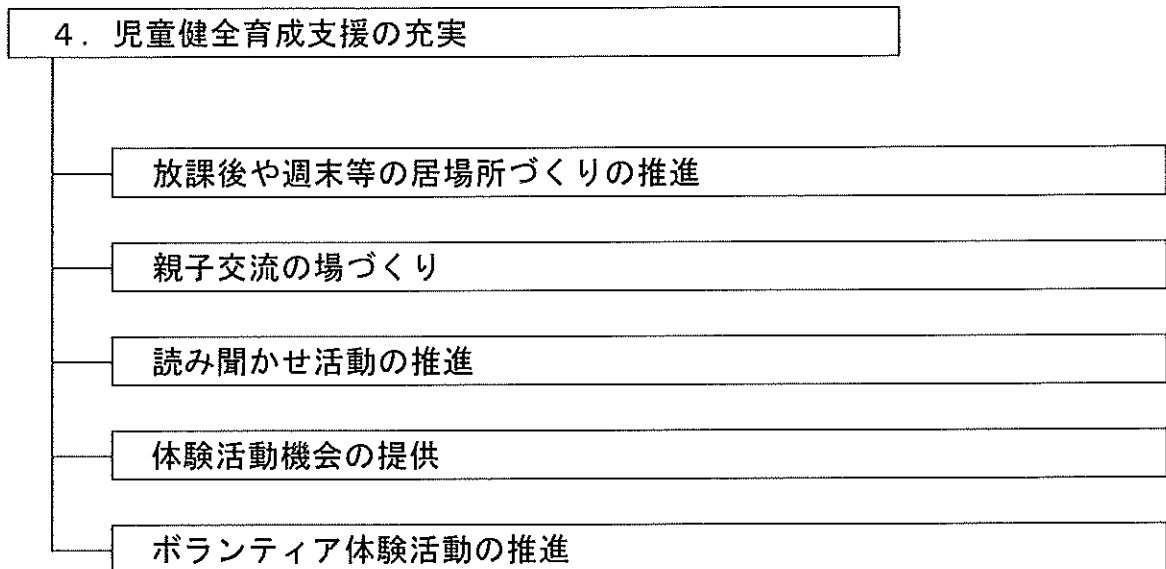
- 民生委員・児童委員による子どもや家庭等に対する相談・援助活動を推進するとともに民生委員・児童委員の研修の充実に努めます。
- 愛育班員による子どもや家庭等に対する相談・援助活動を推進するとともに、愛育班員の研修の充実に努めます。(大内地域、東由利地域)
- 家庭においては、子育てについての心配事や分からないことなど、身近な民生委員・児童委員に気軽に相談しましょう。

4. 児童健全育成支援の充実

基本施策

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用し効果的な活動を行います。

施策体系



■ 放課後や週末等の居場所づくりの推進

現状と課題

学校週5日制による自由時間が増大する一方、少子高齢化、核家族化の進行により地域から元気に遊ぶ子どもの姿が見られなくなり、友だちと遊ぶことによって培われる善悪の判断や公共のルール・マナーなど基本的な倫理観や相手を思いやる心が育まれず、忍耐力や自制心の欠如した子どもが増えているといわれています。このような状況のためスポーツ少年団の活動支援や子ども向けの講座の開設など、仲間と過ごせる居場所づくりの推進が求められています。

これらの動向に対応した指導者の確保、養成、充実に努める必要があります。

【スポーツ少年団の加入状況（平成24年度）】

（単位：団、人）

スポーツ少年団	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	計
各地域の少年団数	31	7	7	5	10	5	4	4	73
全児童数	2,167	199	224	200	319	112	343	189	3,753
3年生以上の児童数	1,458	143	154	131	221	78	225	140	2,550
3年生以上少年団員数	683	86	94	118	143	60	112	65	1,361
3年生以上の加入割合	47%	60%	61%	90%	65%	77%	49%	46%	53%

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○「放課後子ども教室推進事業」の実施により、「学びの場」「体験の場」「交流の場」「生活の場」を柱とし、子どもの安全で健やかな居場所を確保し、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流の場の提供に向けた取り組みの充実に努めます。（市内15小学校教室で実施）

○学校開放や児童館、公民館を利用した子ども向け講座の開催を行います。

○居住する地域での活動を主体として、スポーツ少年団を育成します。

○放課後、週末、長期休業等、地域の社会資源を活用した子どもたちの活動の機会の場の提供を推進します。

○子ども向け講座、スポーツ少年団などの指導者の養成を図ります。

○昔の遊びや郷土の歴史を学ぶ教室を開設し、高齢者との世代間交流を通して先代の知恵を伝承しながら子どもたちの健全な心を涵養していきます。

○家庭においては、子どもたちを地域の放課後活動に積極的に参加させましょう。また、地域で子どもを見守り、育てましょう。

○子どもが夢と希望を持てるように、プロスポーツ選手とふれあうことができるような機会を提供します。

■ 親子交流の場づくり

現状と課題

次世代育成支援に関するニーズ調査の結果「充実を図ってほしい子育て支援」で親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしいとする回答が就学前児童の調査で30.5%、小学校児童の調査で20.1%となっていることから、社会教育施設や社会体育施設の開放、また施設を核とした講座やイベントの開催、児童館、公民館を利用した世代間交流を深める催しなどの子育て支援策が求められています。

【充実を図って欲しい施策】

要望順位、回答割合	就学前児童	小学校児童
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい	④ 30.5%	③ 20.1%
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	① 66.2%	① 42.1%
安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	③ 38.1%	② 39.5%
企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	⑤ 29.7%	④ 19.9%
保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい	② 55.4%	⑤ 15.1%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- PTA連合会研究集会等を通じて児童や生徒の健全育成指導のあり方を検討します。
- 関係機関などで発行する情報誌に児童館、公民館などで開催するイベントや講座、行事などの情報を提供して、気軽に参加できる機会を周知します。
- 子どもが安心して遊べる空間である児童館、児童遊園等の整備を進めます。
- 家庭においては、親子交流の場を利用し、幼児同士の遊びや親同士の交流を図りましょう。

■ 読み聞かせ活動の推進

現状と課題

幼児期から学童期にかけての心の成長に本から得る栄養は計りしれません。本離れがいわれる中、読書を介して親子のふれあいや子どもたちが人生をより深く生きる力を身につけることのできる読書活動が必要になっています。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 「子ども読書活動推進計画」に基づき、行政、学校、幼稚園、認定こども園、保育園、読み聞かせボランティアサークル等の連携を図り、読書活動を推進し、親子の心のふれあいと読書の楽しさを感じ、読書習慣を身につけた本好きの子どもを育てます。
- 読み聞かせボランティアの育成と確保に努めるとともに、すべての地域で読み聞かせ活動の充実を図ります。
- 家庭における読書推進のため、関係機関との連携やリーフレットの作成により親子読書をすすめる取り組みを図ります。

■ 体験活動機会の提供

現状と課題

少子化が進行して児童数が減少する中、子どもたちが野外での活動を通じて仲間づくりなどを行う場の提供が求められています。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 小・中学生を対象に通年にわたり、自主性を基本にさまざまな体験学習を通じて社会性の育成を図ります。

◇本荘地域

- ・サタデーキッズクラブ（中央公民館）

- ・夏休みボランティア活動（本荘教育学習課）
- ・スポーツ教室（本荘教育学習課）
- ・子ども公民館活動（小友公民館）
- ・児童館土よう教室（本荘中央児童館）

◇矢島地域

- ・ちびっこハリキリマウンテン（矢島公民館）
- ・書き初め大会（矢島公民館）
- ・子ども基礎スキー教室（矢島公民館）
- ・水泳教室（矢島公民館）

◇岩城地域

- ・わくわくワンデイ
- ・福島県いわき市中学校交流会
- ・書き初め大会（岩城公民館）
- ・岩城中スプリングセミナー
- ・交流宿泊体験学習

◇由利地域

- ・チビッ子公民館（由利公民館）

◇大内地域

- ・民謡ふれあい教室（大内公民館）
- ・子ども太鼓教室（大内公民館）
- ・ヒップホップダンス（大内公民館）
- ・スキー、スノーボード教室（大内公民館）

◇東由利地域

- ・少年自然教室（東由利公民館）
- ・わくわくサークル（東由利公民館）
- ・こどもまつり（東由利公民館）
- ・陶芸教室（東由利公民館）
- ・野焼きを楽しむ会（東由利公民館）

◇西目地域

- ・子どものつどい（西目公民館）
- ・カヌー体験教室（西目、由利、大内合同）
- ・着衣染教室（西目公民館）
- ・夏休みボランティア体験（西目公民館）

◇鳥海地域

- ・チビッコ広場（鳥海公民館）

■ ボランティア体験活動の推進

現状と課題

子どもたちにボランティア精神の涵養と社会的体験の場を提供し、社会の一員としての素養を身につけさせることが大切です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 夏期と冬期の長期休業中に、保育所、老人福祉施設、病院、図書館などの施設の協力を得て、小・中学生のボランティア活動を実施します。
- 地域においては、ボランティア活動を通じて地域の子どもを地域みんなで育てましょう。

5. 経済的負担の軽減

基本施策

これまで、子育ては家庭で行われることを基本とし、そこで発生する問題についても家庭で処理されるべきものであるとの考えが主流を占めていました。結果として、多くの子育て家庭やこれから子どもを生み、育てていこうとする家庭の経済的・精神的・肉体的負担感を増大させる結果となっています。なかでも経済的負担感が大きいことが調査結果にも表れていることから子育て世帯の経済的負担を軽減していきます。

施策体系

5. 経済的負担の軽減

経済的負担の軽減

■ 経済的負担の軽減

現状と課題

アンケート調査結果でも経済的負担が不安や悩みの上位にあげられています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を実施します。

市単独事業

事業名	事業内容
◇保育料負担軽減事業	事業所内保育施設を除く認可外保育所等の保育料について、保護者の負担軽減を図ります。平成27年4月からの新制度移行に伴い、認定こども園や幼稚園においても従来からの就園奨励費事業を継承した形で保護者の負担を軽減します。
◇福祉医療費拡大事業 (医療費無料化)	県の乳幼児福祉医療費支給事業を拡大する事により、すべての乳幼児と小学3年生までの医療費を無料化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
◇入院医療費支給事業	中学生までの児童・生徒に係る入院医療費を無料化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
◇特定不妊治療費助成事業	県の特定不妊治療費助成事業に上乘せして助成し、不妊に悩む夫婦の経済的、精神的負担の軽減を図ります。
◇一般不妊・不育症治療費助成事業	治療を必要とする夫婦に15万円を限度に助成します。
◇奨学資金貸付事業	高校生及び大学生等への奨学金を貸与し、保護者の負担軽減に努めます。(対象：高校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学)
◇子育て支援金事業	次代を担う新生児の誕生を祝うとともに子育て支援を推進するため、一時金を支給し、保護者の負担軽減を図ります。 (第2子：100,000円、第3子以降200,000円)
◇ロタウイルスワクチン助成事業	任意であるロタウイルス胃腸炎の予防接種について概ね1/3を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

第2章 母性並びに乳児および児童等の健康確保および増進

【現状】

近年、社会環境の変化により晩婚化が進んでいます。その一方で、若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境も変化しています。また、都市化や核家族化の進展による家庭の孤立化、育児不安の増大などの問題があります。

これらの現状を踏まえ、母親と子どもの心と体を守る健診、相談・指導体制を、これまで以上に充実させ、妊娠・出産、育児不安を軽減していきます。さらに、利用者の意向を踏まえた小児医療の充実を図ります。

【子どもに関して日常悩んでいること、気になること 上位5位（複数回答）】

就学前児童保護者

	悩んでいること、気になること	回答割合
1	病気や発育・発達に関すること	36.4%
2	子どもを叱り過ぎているような気がする	34.0%
3	食事や栄養に関すること	31.4%
4	子どもとの時間を十分とれないこと	31.3%
5	子どもの教育に関すること	27.1%
	特にない	11.7%

小学生児童保護者

	困りごと	回答割合
1	子どもの教育に関すること	35.3%
2	子どもを叱り過ぎているような気がする	26.4%
3	友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること	25.5%
4	子どもとの時間を十分とれないこと	25.3%
5	病気や発育・発達に関すること	17.2%
	特にない	18.5%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

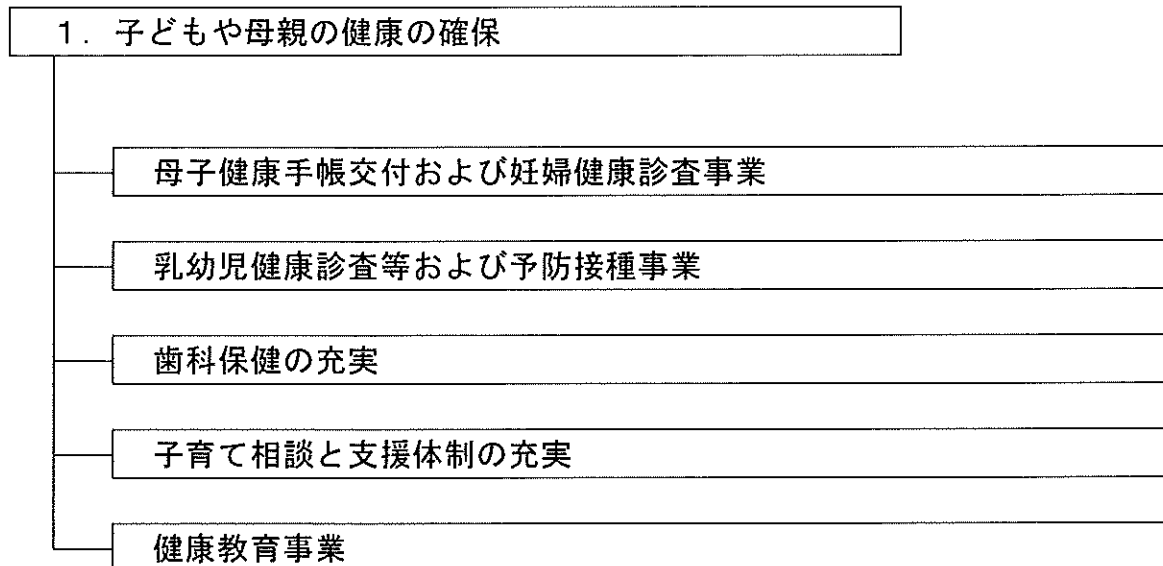
1. 子どもや母親の健康の確保

基本施策

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健康診査、乳児訪問、母親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、親の育児不安の解消等を図るため、妊娠期からの継続した親への相談指導等の実施や、児童虐待の発生予防の観点を含めた子育て支援体制の整備を行います。

施策体系



■ 母子健康手帳交付および妊婦健康診査事業

現状と課題

妊娠の届け出があった妊婦に対し、母子健康手帳と妊婦健康診査受診票を交付することで、適切な時期に専門医療機関を受診しやすくなり、安全な妊娠、出産が確保されています。

出産年齢の高年齢化がみられます。また、在胎週数36週未満の出生と生下時体重2,500g未満の出生児が増えていることから、妊婦健康診査の重要性を周知する必要があります。

20歳代の喫煙者が他の年代より多くなっていることから、喫煙が胎児や乳幼児に与える害についての周知が必要です。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○妊婦から幼児期までの健康診査（内科・歯科）、健康相談、養育指導など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を図り、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

○秋田県産婦人科医会、各産婦人科医療機関など各関係機関と連携を図りながら、支援を必要としている妊婦の不安軽減や安全な出産を支援します。

○「妊婦ブックスタート事業」の実施において、妊婦に対して、絵本等の図書の貸し出しや読み聞かせ指導を行い、妊娠中の不安軽減や健やかに子どもを産み育てることができるよう支援します。

○家庭や職場では、妊婦健康診査を必ず受診するよう支援しましょう。

○妊婦の禁煙、飲酒がもたらす悪影響について指導の強化に努めます。

■ 乳幼児健康診査等および予防接種事業

現状と課題

4か月児・7か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健診・5歳児健康相談等の実施により、乳幼児の健康管理と病気の早期発見をし、早期治療に結びつけるとともに、乳幼児健康診査等の未受診者および予防接種の未接種者を減らすことが必要です。

乳幼児健康診査の場を活用した育児支援の充実を図っていますが、乳幼児健康診査等の満足度を高めるために乳幼児健康診査体制の充実が必要です。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○健康診査時の指導内容への満足度を高めるためのスタッフ（心理相談員・歯科衛生士等）の充実を図ります。

○生まれたときから健康な生活習慣を身に付けるための知識を普及します。

○予防接種の正しい知識について周知し、確実に接種できるよう啓発します。

○一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と関係機関との連携を図る等、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

○5歳児健康相談の継続と充実に努めます。

○家庭や職場においては、各種健康診査を必ず受診するよう支援しましょう。

○家庭や職場においては、予防接種を必ず接種するよう支援しましょう。

■ 歯科保健の充実

現状と課題

妊娠中から歯科保健への関心を高め、子どもの虫歯予防につなげるため、妊婦歯科健康診査を実施しています。

1歳6か月児・2歳児・3歳児歯科健康診査により、子どもの虫歯を早期発見し、早期治療に結びつけています。乳幼児の虫歯罹患率は3歳児では減少が見られますが、国の平均よりは高いことから、歯科保健の重要性を周知する必要があります。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○妊婦歯科および乳幼児歯科健康診査を実施し、正しい歯のみがき方やおやつとの与え方等歯科保健の充実を図るとともに、特に妊婦歯科検診の受診率向上に努めます

○保育所・幼稚園・認定こども園・学校等において、虫歯予防のための健康教育および健康相談を行い、乳幼児からの一貫した歯科疾患予防と歯科保健の普及啓発を図ります。

○家庭や職場においては、歯みがきなどの虫歯予防を実践するとともに、歯科健康診査を積極的に受けるよう支援しましょう。

○平成23年度から希望する保育園・幼稚園等を対象に実施しているフッ素洗口事業を継続し、関係機関と調整を図りながら、拡大に向けて検討します。

■ 子育て相談と支援体制の充実

現状と課題

乳児期の子育て不安は「病気」、幼児期は「しつけ」と、子どもの成長とともに不安要因に違いがあります。また、若い人ほど家族以外との交流が苦手で、母の孤独・育児の孤立化がみられます。このような不安の解消を気軽に相談し、子育てに必要な情報を得ることができるとともに、気持ちにゆとりをもって子育てができるよう、地域における子育て相談・情報提供体制の充実が求められています。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 子育て支援教室の充実・強化と仲間づくりを推進します。
- 子育て支援のための相談・訪問体制の充実を図ります。
- 家庭や職場においては、子育てに不安や心配があるときは気軽に相談できる機関等を利用しましょう。

■ 健康教育事業

現状と課題

乳児期に対する生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識を広め、健康に対する意識の高揚に努めていますが、さらなる充実が必要です。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 離乳食の指導、遊びの指導、歯みがき指導を実施します。
- 家庭においては、健康に対する意識を高め、自らの健康は自ら守りましょう。

2. 食育の推進

基本施策

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康が大きな問題になっています。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着および食を通じた豊かな人間性の形成と、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

また、低出生体重児の増加等を踏まえた、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。

施策体系

2. 食育の推進

食育事業の充実

■ 食育事業の充実

現状と課題

健全な母胎の維持を図るには、妊娠前からの適切な食生活の重要性を周知する必要があります。物の豊かな時代だからこそ、安全な体に適した食を選ぶ力を身につけ、食を通じた家族形成、豊かな人間性の育成を図れるように、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する支援が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 子どもの頃から望ましい食習慣を身につけられるよう、マタニティ栄養教室や乳幼児健診等の機会をとらえ、「食育」に関する啓発に努めます。
- バランスの良い食事は、生活習慣病予防の基本の一つであることから、望ましい食生活の普及を図ります。
- 家庭での楽しい食事を大切に、家族や友達と一緒に食べる「共食」の機会を増やします。
- 小学校において、子どもたちに正しい食事のあり方や、望ましい食習慣を身につける、健康管理ができることなどの指導を行います。
- 地域社会と連携し、伝統料理の継承や地産地消等、食育事業の充実に努めます。
- 食育に関する料理教室などを開催し、正しい食生活で健康な体と心の形成に努めます。
- 乳幼児期から思春期まで、その世代にあった食習慣を身につけることが大切であることから、食に関する学習の機会や情報提供に努めます。
- 食生活改善推進協議会などのボランティア団体と連携しながら、子どもの時から食育の充実に図ります。
- 食育基本法に基づいて策定されている、由利本荘市食育推進計画の周知に努めます。
- 家庭においては、妊娠中の食生活を見直して、健康な赤ちゃんを産みましょう。
- 家庭においては、料理教室などに親子で参加し、食事の大切さを認識しましょう。
- 家庭においては、楽しみながら家族で食事をしましょう。

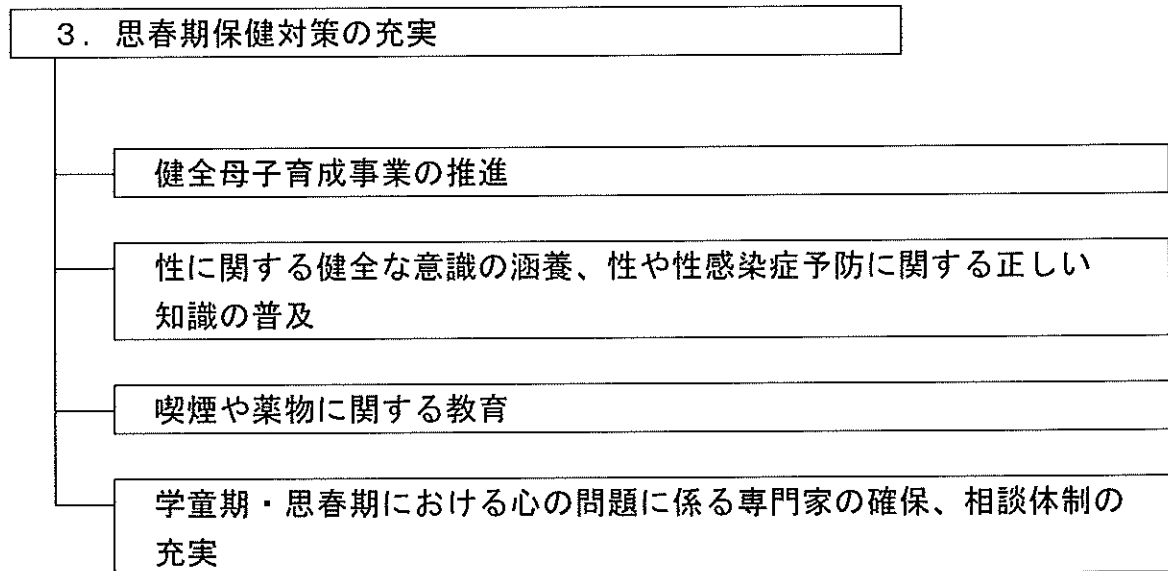
3. 思春期保健対策の充実

基本施策

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成および地域における相談体制の充実等を進めます。

施策体系



■ 健全母子育成事業の推進

現状と課題

喫煙、飲酒、薬物や過激なダイエットなど思春期の健康をむしばむとともに、ストレスを抱える問題が増加してきています。

思春期の健康を保持するために必要な、生活習慣に関する正しい知識の普及や教育の推進、学童・思春期における心と体の問題に係る専門家の確保と相談体制の充実が必要です。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 思春期の男女に対し、タバコやアルコールの害、薬物乱用等の防止、食習慣、命や性等に関する教育・相談・情報提供等に努めます。
- いつでもカウンセリングを受けられる場を設けます。
- 関係機関および関係団体との連携を図り事業を推進します。
- 家庭や地域では、心身の変化、性の問題や健康に悪影響を及ぼす危険因子を周知させ、子どもを守りましょう。

■ 性に関する健全な意識の涵養、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及

現状と課題

全国的に、思春期における性行動の活発化、低年齢化が進み、児童・生徒が性被害に遭う件数も多くなっています。

教育委員会では、性に関する教育指導者研修会への教員の参加を呼びかけるとともに、各学校では保健等の授業を通じて、児童・生徒の発達段階に即した性教育の指導を行っています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 性教育に関する諸研修への教員の参加を呼びかけます。
- 子どもの発達段階に即した性教育の指導の充実に努めます。
- 各中学校に配布された「性教育指導マニュアル改訂版(CD)」の活用を促し、性教育の指導充実に図ります。
- 子どもの生活環境等の把握に努め、子どもの心に寄り添う生徒指導の充実に一層努めます。
- 有害図書規制など、非行防止対策に地域が一体となって取り組みます。
- 思春期における保護者の思春期保健に対する関心を高めます。
- 家庭では、心身の変化や性の問題、健康に悪影響を及ぼす危険因子を周知させ、子どもを守りましょう。
- 家庭や地域では、健全な成長に関わる重大な問題を認識し、思春期保健を推進しましょう。
- 小中学生に対する心の健康づくり教室を継続し、「命」の大切さについて学びを深めることができるよう、内容の充実に努めます。

■ 禁煙や薬物に関する教育

現状と課題

教育委員会では、薬物乱用防止教育研修会等への教員の参加を呼びかけるとともに、各学校では保健等の授業を通して、児童・生徒の発達段階に即した指導の展開に努めています。

各学校では校地内禁煙に取り組むとともに、児童・生徒に対しては喫煙による害等について機会をとらえながら指導しています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 秋田県薬物乱用対策推進本部主催による薬物乱用防止教室を各中学校を会場として、年1回実施します。
- 薬物乱用防止教育研修等への教員の参加を呼びかけます。
- 各学校の校内における禁煙活動の推進に努めます。
- 子どもの実態を的確にとらえ、子どもの心に寄り添う生徒指導の充実に努めます。
- 家庭では、子どもの日常生活に気を配り、悪いことは積極的に注意しましょう。

■ 学童期・思春期における心の問題に係る専門家の確保、相談体制の充実

現状と課題

各学校では道徳教育や個別指導等を通じ、子どもの内面に即した指導の展開に努めています。

心の教室相談員、スクールカウンセラー等の協力により、子どもの実態に即したカウンセリングに努めています。

適応指導教室「ふれあい教室」の開設により、学校外での相談に努めています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 学校の相談体制を充実させ、子どもが抱えるストレスの解消やいじめ・不登校などの生徒指導上の課題の未然防止や改善を図ります。
- 子どもの実態を的確にとらえ、子どもの心の寄り添う生徒指導の充実に努めます。
- 家庭では、ささいなことでも自分ひとりで悩まずに相談しましょう。

4. 小児医療の充実

基本施策

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものとして、さらなる小児医療の充実と確保を行います。特に、小児救急医療については、秋田県および近隣の市町村、関係機関との連携を強化し、積極的に取り組みます。

施策体系

4. 小児医療の充実

小児救急医療体制の充実

■ 小児救急医療体制の充実

現状と課題

一刻を争う子どもの病気に対応するため、総合病院に小児科を集約して小児二次救急医療を実施します。また、休日のけがや病気に対応するため一次救急医療として休日応急診療所を運営します。

子どもの病気や事故防止への関心を高め、対策の充実が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○小児救急医療体制として、休日応急診療所の運営や総合病院の小児二次救急医療制度の周知徹底を図ります。

○休日応急診療所の運営に努めるとともに、小児救急医療等の充実を促進し、安心して子どもを産み、育てることができる小児医療体制の整備に努めます。

○家庭では、子どもの病気の予防やけがの防止に努めましょう。

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状】

いじめや非行、校内暴力、不登校、ひきこもり、児童虐待の増加など子どもを取り巻く環境が社会的な問題になっています。その背景に、テレビやパソコンの普及などにより子どもたちは外で元気に遊ぶよりも家に閉じこもって遊ぶことが多く、地域における地縁的なつながりが薄くなったことなどが考えられます。また、少子化の進行から、子ども同士のつながりも少なくなっているようです。家庭と地域が連携し、社会全体で健全な成長を支援しなければなりません。

基本的な生活習慣やモラル、自律心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるために、学校や地域が協力し、親からの相談体制をより一層充実させるとともに、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりを行います。

また、いじめや非行、不登校などの学校問題の解決に向けた教育を充実させ、子どもの健全育成を推進していきます。

【県別暴力行為発生件数】（平成20年度）

	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	合計	1000人あたりの発生件数
青森県	43	260	12	148	463	2.8
岩手県	22	97	2	105	226	1.4
宮城県	101	404	12	192	709	2.7
秋田県	7	56	5	26	94	0.8
山形県	16	70	4	37	127	0.9
福島県	8	69	14	11	102	0.4

【県別いじめ認知件数】（平成20年度）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	1000人あたりの発生件数
青森県	330	442	94	4	870	5.2
岩手県	220	183	54	5	462	2.9
宮城県	893	858	126	3	1,880	7.1
秋田県	205	345	45	0	595	5.0
山形県	130	262	104	1	497	3.6
福島県	99	125	74	1	299	1.2

※資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」

（平成21年11月30日発表）

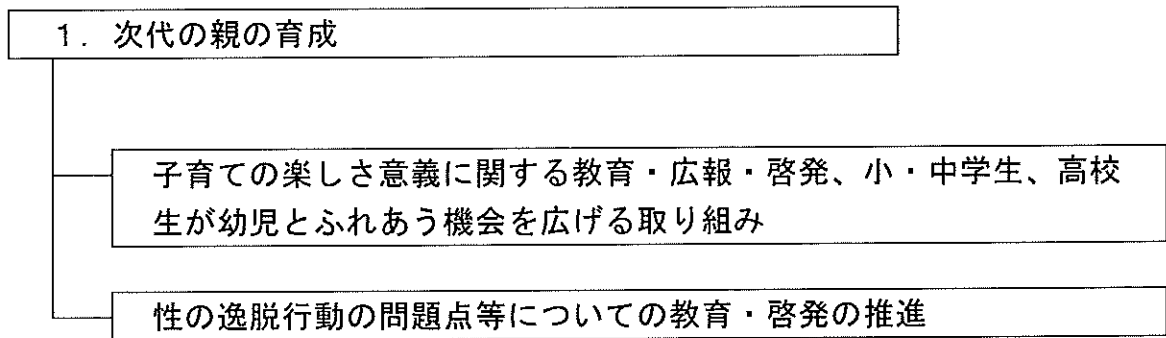
1. 次代の親の育成

基本施策

男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意義を啓発していくことが重要です。また、その希望を実現することができるよう、地域社会の環境整備を進めます。

特に、中学生、高校生等が子どもを産み育てること、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、認定こども園、児童館および乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進していきます。

施策体系



■ 子育ての楽しさ意義に関する教育・広報・啓発、小・中学生、高校生が幼児とふれあう機会を広げる取り組み

現状と課題

将来、親となる世代に対して、子どもを産み育てることに対する研修機会やその意義についての広報・啓発を行っています。

子どもの病気や事故防止への関心を高め、対策を充実させなければなりません。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○夏季と冬季の長期休業中に、保育所、幼稚園、認定こども園の協力を得て、中学生・高校生のボランティア体験活動を実施します。

○生涯学習ボランティアバンク制度を活用し、子育てなどのボランティア団体を募り、登録・紹介を通して次世代の親の育成に努めます。

○家庭においては、幼児や保育園児とふれあい、家族で子育てについて話し合しましょう。

■ 性の逸脱行為の問題点等についての教育・啓発の推進

現状と課題

教育委員会では、性教育（エイズ教育）指導者養成講座や性教育（エイズ教育）研修会への教員の参加を呼びかけるとともに、各学校では保健等の授業を通じて、子どもの発達段階に即した指導の展開に努めています。

性教育に関する生徒指導を充実するとともに、子どもを取り巻く環境浄化の取り組みが必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○今後も性教育に関する諸研修への教員の参加をさらに呼びかけます。

○子どもの生活環境等の把握に努め、子どもの心に寄り添う生徒指導の充実に一層努めます。

○有害図書の規制など非行防止対策に地域が一体となって取り組みます。

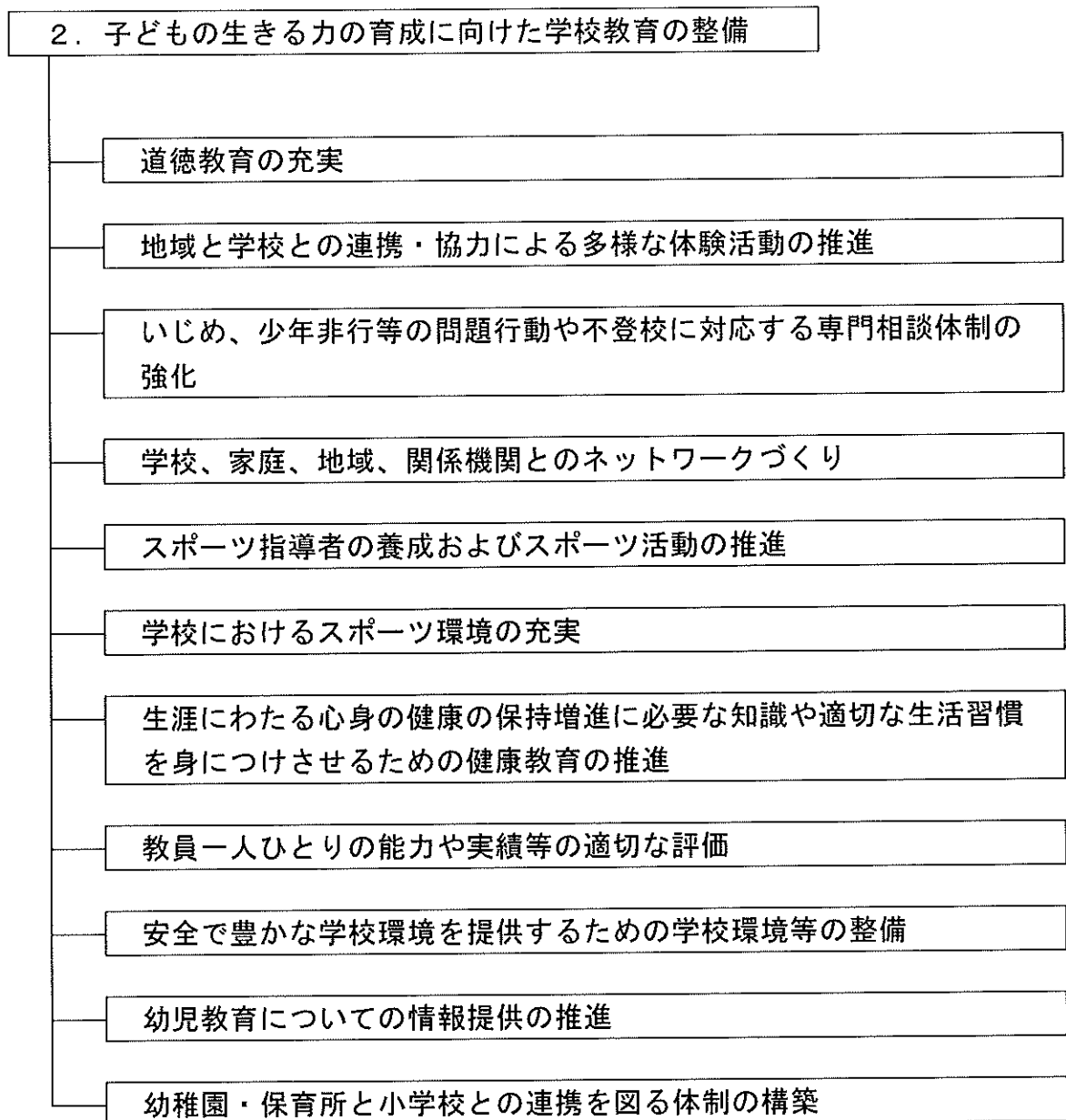
○家庭においては、青少年に関して心配事がある時は、悩まずに関係機関に相談しましょう。

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の整備

基本施策

次代の担い手である子どもたちの実態を把握し、「確かな学力」を身につけ、豊かな心と健康な体を育ていけるよう、学校教育環境等の整備を行います。

施策体系



■ 道徳教育の充実

現状と課題

各学校では道徳の時間を中心に、全教育活動を通じて道徳教育の充実に努めています。思いやりや命を大切にす教育のさらなる充実が求められます。体験活動等を通して、道徳的判断力や実践力をさらに高める必要があります。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 道徳の時間の充実をめざし、体験活動を授業に生かす指導を充実させ、教育活動全体を通じて道徳性を育む指導の充実に努めます。
- 他を思いやる心や自他の生命を尊重する心などを重点に、学習指導要領に示された内容全般にわたって指導の充実に努めます。
- 家庭においては、子どもの良さを見出すとともに、自分の経験や周囲の人々の生き方を話題にして、子どもに今後の夢や希望を与えましょう。

■ 地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進

現状と課題

各学校では、地域の人々を招聘して学習を展開しながら、多様な体験活動の推進に努めており、さらなる充実が求められます。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- ふるさと教育のさらなる充実を通して、地域の良さや地域の一員としての再認識を深める教育活動を、コミュニティースクールを基盤として推進します。
- 各学校での学習活動に対する地域人材等の積極的な活用を図るとともに、学校から地域への積極的な情報提供を推進します。
- 地域においては、地域社会が協力して、子どもに自然体験、職場体験などの機会を提供しましょう。週末に親や大人が子どもたちとともに、地域のさまざまな奉仕活動や生涯学習活動に参加することも大切です。
- 「みんなの登校日」・学校開放等で、学校や地域とのつながりをさらに深めていきます。

■ いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応する専門相談体制の強化

現状と課題

各学校では道徳教育や個別指導等を通じ、子どもの心に寄り添った指導を進めています。

また、「心の教室相談員」や「スクールカウンセラー」等の協力により、児童・生徒の実態に即したカウンセリングに努めています。

なお、25年度6月28日に交付された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本市の「由利本荘市いじめ防止基本方針」策定と共に、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的にいじめの未然防止・早期発見等いじめ防止対策に取り組んでいます。

問題行動や不登校に対応する相談体制の充実が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○学校の相談体制を充実させ、児童・生徒が抱えるストレスの解消やいじめ・不登校などの生徒指導上の課題の未然防止や改善を図ります。

○子どもの実態を的確にとらえ、子どもの心に寄り添う生徒指導の充実に努めます。

○家庭においては、悩みがある時は抱え込まず、スクールカウンセラーや広域カウンセラー、心の教室相談員、市適応指導教室等の専門の相談員に相談するよう呼びかけます。

■ 学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくり

現状と課題

本市の子ども会・少年会の数は344団体、会員数4,650人（平成26年4月1日現在）でさまざまな活動を行っています。

地域やPTA、家庭や学校がタイアップした子育て支援が求められます。

子ども会団体数等

団体数 / 344団体 会員数 / 4,650人（小学生：3,840人、中学生：974人）

構成人数団体数（18歳未満）

10人未満	10～19人	20～29人	30～39	40～49人	50人以上	合計
195団体	90団体	29団体	11団体	5団体	14団体	344団体

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- PTA連合会研修会を開催するとともに、関係局部との子育て支援ネットワークを構築します。
- 社会全体で子どもを見守るという意識を醸成するため、PTA活動や地域の子ども会活動の活性化を図ります。
- 家庭においては、子ども会活動へ積極的に参加しましょう。

■ スポーツ指導者の養成およびスポーツ活動の推進

現状と課題

学校週5日制による自由時間の増大により、日常生活にスポーツ活動の占める時間が増え、スポーツ少年団活動を積極的に行っています。

スポーツ少年団認定指導員養成講習会を開催し、共通した指導目標のもとで、活動を行っています。

学校統合により一定の児童数の確保が可能となったものの、止まらない少子化・児童数の減少は、今後も地域によっては、学校区単位ではチーム編成ができない団や、活動種目等にも大きな支障をきたす可能性があります。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○引き続き、スポーツ少年団認定指導員の養成を積極的に実施するとともに、指導者並びに母集団を対象とした指導者研修会を実施し、指導員等の資質の向上を図り、共通した認識のもとで活動できる体制を整備します。

○各スポーツ少年団の現状を的確に把握し、団の再編をおこなうなど、活動に支障がでないように配慮します。

○統合型クラブの拡充により、地域が一体となってスポーツ少年団活動を支援する体制を進めます。

○学習やスポーツを通じて心身の健康増進を図るとともに、相互理解と親睦を深め、活力ある地域づくりの一員として活動できる人材の育成に努めるため、スポーツ教室を開催します。

○家庭においては、スポーツ少年団活動のみならず、社会活動、文化活動など幅広く地域社会の中へ積極的に参加しましょう。

■ 学校におけるスポーツ環境の充実

現状と課題

スポーツ施設や遊具等、学校教育施設全般にわたって安全管理に留意し計画的な保守点検・整備を行っています。また、小・中学校においては体育館の開放などを通じて、恵まれたスポーツ環境の提供に努めています。

さらなるスポーツ環境の整備・充実が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○施設設備の充実に努めるとともに計画的な保守管理に努めます。

○学校におけるスポーツ施設の開放に努め、地域の特性を活かした生涯スポーツの普及に努めます。

○家庭においては、小・中学校の開放された体育館などを利用して、スポーツに親しみましょう。

■ 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身につけさせるための健康教育の推進

現状と課題

各学校では教育目標や学校運営を重点に心身の健康を掲げ、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成に努めています。

健康に対する意識をさらに高めるため、日常的な健康教育の推進が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○心身ともに調和のとれた子どもの育成を目指し、体育の時間や休み時間での運動等を通じて、一層の体力の向上と学校・家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。

○関係機関との連携による健康診査や健康相談をはじめとした健康づくり事業を充実させ、日常的な健康増進を総合的に推進します。

○市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、健康に対する意識をさらに高めてもらうために健康づくりプログラムを作成します。

○家庭においては、健康について家族で話し合い、健康な生活を目指しましょう。

■ 教員一人ひとりの能力や実績等の適切な評価

現状と課題

初任者研修、10年経験者研修での評価を通じて適切な評価に努めるとともに、新しい教員の評価制度モデル校の成果や課題を基に教員の適切な評価に努めており、今後とも推進していく必要があります。

これからの取り組み

■行政や関係機関の取り組み

○すべての学校において個々の教職員の能力や適性を客観的に把握し、教育的力量や日々の業務の質的向上および校内組織の活性化に向けた人材の活用につながるような評価システムを活用します。

■ 安全で豊かな学校環境を提供するための学校環境等の整備

現状と課題

子どもの安全確保を最優先課題としてとらえ、適切な補修・整備に努めるとともに、校舎等をいたわる心の育成に努めています。

今後とも、学校環境の整備・充実が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関の取り組み

- 子どもの安全確保を最優先課題としてとらえ、校舎等の保守・点検・整備に努めます。
- 老朽化した校舎については、改築等、学校施設を計画的に整備し、教育環境の充実を図ります。
- 校舎等の公共施設を大切にすることを心の育成に努めます。

■ 幼児教育についての情報提供の推進

現状と課題

幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携を図り、子どもの成長を連続して見ていく必要があります。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関の取り組み

- 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校などの関係機関と地域が一体となって、広報・啓発活動に努めます。

■ 幼稚園・保育所と小学校との連携を図る体制の構築

現状と課題

早期からの教育相談・支援体制により、健康管理課・子育て支援課・学校教育課の3課で情報を共有し、就学支援を行っていきます。

幼稚園・認定こども園・保育所訪問等を実施しながら、児童の状況を把握し、小学校との連携を図っていきます。

これからの取り組み

■行政や関係機関の取り組み

○就学指導委員会における情報交換や小学校入学時における小学校教職員の幼稚園・認定こども園・保育所訪問等を通じて一層の連携を強めます。

○教育委員会と児童福祉・保健各担当課、各幼稚園、認定こども園、保育所との情報交換を密にし、スムーズな就学支援に努めます。

○保育所や幼稚園、認定こども園、小学校の合同による意見交換会や幼・保・小連携研修会などを行い、幼児教育体制の充実に努めます。

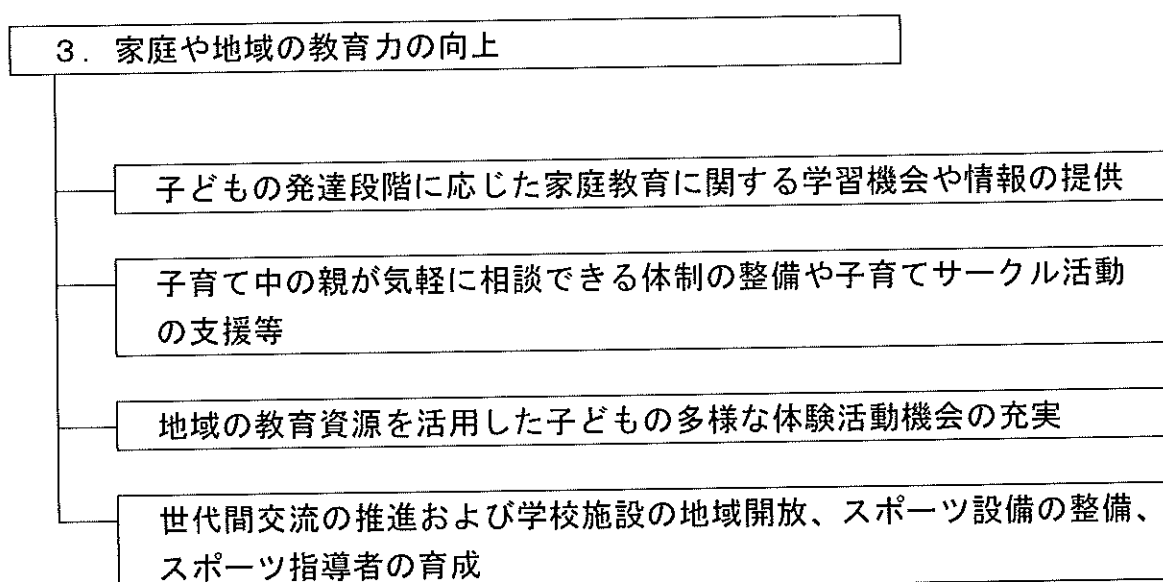
○保育所や幼稚園、認定こども園、小学校などの関係機関と地域との連携のもと、講習会の合同開催や資料の配付などを行い、家庭教育の重要性について広報・啓発活動に努めます。

3. 家庭や地域の教育力の向上

基本施策

家庭や地域における教育力低下の背景に、近年の核家族化や地域交流の希薄化などがあります。このため、子どもを地域社会全体で育てる観点からも、学校と家庭および地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めることを推進します。

施策体系



■ 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供

現状と課題

次世代育成支援に関するニーズ調査で、「子育て情報の入手先」については親族、知人・友人が上位を占め、「子育てに関する悩みの相談」については配偶者・パートナー、その他の親族が上位を占めています。

家庭教育に関する学習機会の充実が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 小・中学校のPTA会員などを対象に、子育て支援講座と妊婦を対象にした子育て教室を開催します。
- 子育てに関わる宅配講座の開設なども行います。
- 家庭においては、家庭教育に関する学習機械を積極的に活用しましょう。

■ 子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動の支援等

現状と課題

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援センター、保健センター等で子育てに関する相談を実施しているほか、母親クラブ等への活動支援を行っています。

子育て支援の総合相談窓口の開設や、子育てサークル活動へのさらなる支援が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 関係機関への家庭教育指導員や社会教育指導員を配置し、相談に応じる体制の整備を強化します。

- 生涯学習ボランティアバンクに登録した子育て支援団体をさらに充実し、積極的な活用を図ります。
- 子育てに関する総合相談窓口の開設について検討します。
- 家庭においては、子育ての相談は気軽に相談機関を利用しましょう。

■ 地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動機会の充実

現状と課題

各学校では、地域の人々を講師に迎えて学習を展開するなど地域に根ざした多様な体験活動の推進に努めています。

子どもたちが地域に伝わる伝統芸能を継承するなど、地域学習を通じて社会の一員としての資質の向上が求められています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 各学校での地域人材の活用を積極的に進めるとともに、学校から地域への積極的な情報提供を推進します。子どもたちの介護施設等への訪問を積極的に進め、福祉教育の推進に努めます。
- 自然に親しみ、昔の遊びや郷土の歴史を学ぶ教室などを開催して、高齢者と子どもたちとの世代間交流を促進し、先代の知恵を伝承しながら子どもたちの健全な心を涵養します。
- 家庭においては、子どもたちの体験活動を積極的に応援しましょう。

■ 世代間交流の推進および学校施設の地域開放、スポーツ施設の整備、 スポーツ指導者の育成

現状と課題

小・中学校においては体育館の開放などを通じて、恵まれたスポーツ環境の提供に努めています。

少子高齢化が進む中、子どもたちの郷土愛を育み、社会の一員としての意識を涵養するためのふるさと教室などを開催し、高齢者とふれあう世代間交流の必要性が高まっています。また、生涯スポーツの普及推進や施設の更新、整備を求める声も多くなっています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 地域におけるスポーツ教室、スポーツ大会などの開催により、世代間交流を進めます。
- 地域住民を招いての授業や学校開放を積極的に進め、開かれた学校づくりに努めます。
- 学校におけるスポーツ施設の開放に努め、地域の特性を活かした生涯スポーツの普及に努めます。
- 生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを推進するため、気軽に利用できるスポーツ施設を整備するとともに、スポーツ指導者の養成に努めます。
- スポーツ教室の開催など、地域におけるスポーツ活動を通し、世代間交流の場を提供します。
- 家庭においては、スポーツ活動や交流活動を通して世代間交流を図りましょう。

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本施策

一般書店やコンビニエンスストア等では、性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されています。さらには、テレビやインターネットなどのメディアからも有害情報が入手できるようになり、子どもに対する悪影響が深刻化しています。

こうした有害情報から子どもたちを守るために、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と協力して関係業界に対する自主的措置等を働きかけていきます。

施策体系

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性、暴力等の有害情報について、関係機関、団体、ボランティア等の地域住民との連携・協力による関係業界への自主的な働きかけ

■ 性、暴力等の有害情報について、関係機関、団体、ボランティア等の地域住民との連携・協力による関係業界への自主的な働きかけ

現状と課題

各種団体、組織および警察等の関係機関との緊密な連携を図りながら、防犯活動全般にわたり、子どもを取り巻く有害環境対策を推進していますが、さらなる全市的な取り組みが必要です。

子どもを取り巻く環境浄化のための「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」に則した啓発と効果的な地域活動が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○ 青少年育成由利本荘市民会議を中心に学校、警察、関係団体と連携し非行防止と保護の徹底に努めながら、青少年が思いやりを持ち自己を確立できるような社会参加活動を推進するとともに、その活動がしやすくなるような支援を講じます。

○ 地域においては、子どもを地域で見守りましょう。

各種団体名	活動内容
由利本荘市防犯協会	関係機関・団体等と連携をとり、自主的な防犯活動を積極的に推進し、犯罪のない明るく住み良い地域社会を建設します。
由利本荘市防犯指導員	効果的な防犯活動を通じ、犯罪および事故のない、市民が安心して暮らせる社会環境づくりを推進します。
青少年育成由利本荘市民会議	関係機関・団体と連絡提携を図りながら、県及び市の施策と呼応して青少年の健全な育成を図ります。

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

【現状】

子どもを安心して産み育てるために、住環境、道路交通環境、建築物等の整備と防犯を考慮した地域社会の形成が重要です。

このため、全ての家庭が安心して子育てができ、全ての人々が地域社会において健康で心豊かなゆとりある生活ができるような生活環境を整備します。

【子どもとの外出の際、困ること・困ったこと 上位5位（複数回答）】

就学前児童保護者

	困 り ご と	回答割合
1	小さな子どもとの食事に配慮された場所がない	31.4%
2	買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない	30.4%
3	トイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない	24.0%
4	暗い通りや見通しの利かないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配	16.5%
5	授乳する場所や必要な設備がない	13.3%
	特に困っていること、困ったことはない	16.0%

小学生児童保護者

	困 り ご と	回答割合
1	暗い通りや見通しの利かないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配	27.6%
2	買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない	16.5%
3	歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること	12.5%
4	緑や広い歩道が少なく、町並みにゆとりや潤いがない	8.1%
5	小さな子どもとの食事に配慮された場所がない	5.8%
	特に困っていること、困ったことはない	40.6%

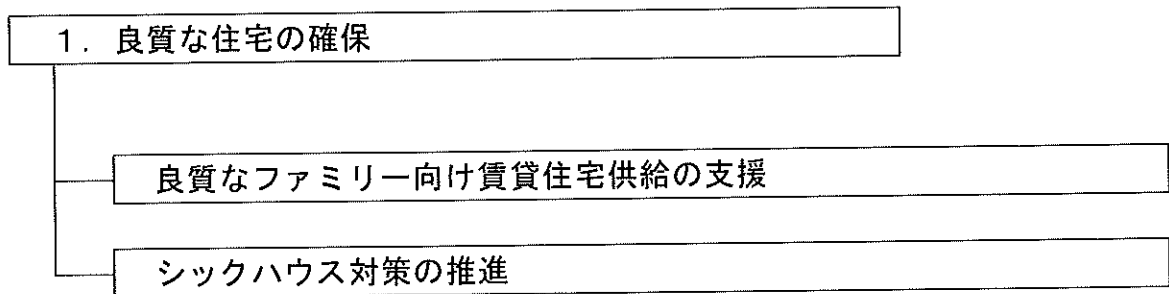
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

1. 良質な住宅の確保

基本施策

子育てを担う若い世代を中心とした広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進します。

施策体系



■ 良質なファミリー向け賃貸住宅供給の支援

現状と課題

子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援する取り組みが求められています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 子育て世帯を含めた中堅所得世帯向けに、ファミリー世帯が入居できる良質な賃貸住宅の供給を目指します。
- 家庭においては、公営住宅の入居に関する情報は広報等を活用しましょう。

■ シックハウス対策の推進

現状と課題

新築や増築を行う建築確認申請建物については、建築基準法に基づいて指導を行うとともに、公共建築物では室内空気環境の検査を行っています。
安心して暮らせる住宅の供給が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 今後供給する賃貸住宅は、すべて化学物質の室内濃度測定を行い、公表し、安心して暮らせる住宅の供給を行います。
- 家庭においては、シックハウスに代表される室内空気環境の実態を知り、予防についての正しい知識を身につけましょう。

2. 安全な道路交通環境の整備

基本施策

子どもや子ども連れの親等が、安全でかつ安心して通行することができる道路交通環境を整備します。

施策体系

2. 安全な道路交通環境の整備

幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機の整備等の促進

■ 幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機の整備等の促進

現状と課題

計画幅員の中で、「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を遵守しながら整備しているものの、バリアフリー対応型信号機等の設置は現在行っていません。

安全な道路環境の整備のため、バリアフリー型施設の導入が求められます。

「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」が平成15年4月1日に施行され、公共交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場等生活関連施設における整備基準が定められています。既存施設に関しては、条例施行前の基準となっているため、特に連続した歩道の拡幅整備や交差点における段差の改善等、歩行者に配慮した構造改善が求められています。

冬期歩行者の安全な交通確保のため、歩道の除雪や消融雪施設の整備が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○都市計画道路築造の際には「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を遵守し、計画幅員の中で、歩道の有効幅2.0m以上の確保（平成22年度は市道由利中央線にて実施）し、道路施設・交通安全施設には、バリアフリー対応型施設の導入に努めます。

○公共施設の改良や改善、新設工事においては、バリアフリー型を遵守した計画に努めます。

○既存道路施設においては、定期的に機能維持の点検・調査を行い、構造改善が必要な部分については随時改善に努めます。

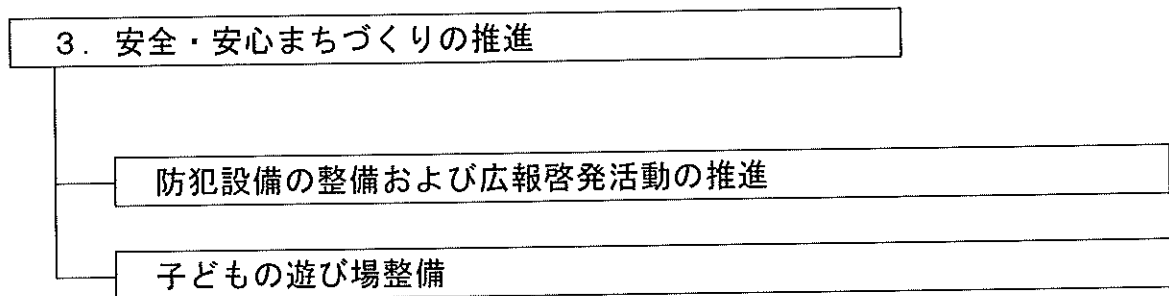
○地域においては、段差のある施設や歩道、狭い通路等では、子どもや妊婦などを優先し、手助けしましょう。

3. 安全・安心まちづくりの推進

基本施策

すべての子どもたちが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりの一環として、道路、公園等の公共施設について犯罪の防止に配慮した環境設計を行います。

施策体系



■ 防犯設備の整備および広報啓発活動の推進

現状と課題

全国的に子どもをねらった誘拐やいたずらなどの犯罪が増加しています。子どもを犯罪から守るためには、各家庭での自助努力、地域社会の取り組みなどが必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 関係機関とともに「防犯協力隊」等を組織し、防犯設備の点検や登下校指導、広報啓発活動に努めます。
- 通学路や公園等における防犯灯の整備を推進します。
- 緊急メールシステムの導入を図り、情報の迅速な提供に努めます。
- 地域の情報や要望に的確に応え、住みよいまちづくりに努めます。
- 地域においては、町内の巡回活動に協力しましょう。

■ 子どもの遊び場整備

現状と課題

子どもの遊具等の安全性の確保など、子どもが安心して遊べる場の整備が求められています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 遊具の保守・点検、補修等を実施するとともに、老朽化した遊具の整備等を推進します。
- 地域においては、危険と思われる場所や遊具は利用せず、関係機関に連絡し、子どもたちを安全に遊ばせましょう。

4. 安心して外出できる環境の整備

基本施策

妊産婦や乳幼児連れの親など、すべての人が安心して外出できるバリアフリーのまちづくりを推進します。

施策体系

4. 安心して外出できる環境の整備

ユニバーサルデザイン化推進事業

■ ユニバーサルデザイン化推進事業

現状と課題

子ども連れに配慮されたトイレが少なく、また、授乳場所が整備されていないなど子育て家庭の外出が限られてしまう状況となっています。

公共施設等においても段差等があり、ベビーカーの利用に配慮されていない状況となっています。

誰もが利用しやすい施設等の整備が求められています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○高齢者や障害者はもちろんのこと、子ども連れの親子など誰もが利用しやすい公共建築物の建設に努めます。

○公共施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設への託児コーナー、授乳コーナー等の設置に取り組みます。ベビーキープ、多機能トイレの設置や広いスペースの確保を推進します。

○地域においては、気持ちよく、安心して利用できるよう公共建築物を大切にしましょう。

第5章 職業生活と家庭生活の両立

【現状】

これまでの社会は、家庭生活よりも職場生活が優先されてきました。そのため、家庭生活と職場生活のバランスが崩れ、職場環境のみが整いつつあります。また、仕事やライフスタイルの多様化、女性の社会進出による新しい働き方の実現が求められています。

このため、職場環境整備の一環としては、母親も父親も仕事と子育ての両立できる環境を支援する取り組みを推進します。さらに、結婚・出産後の職場復帰ができるような環境整備を進めます。

【仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることはどのようなことか 上位5位(複数回答)】
就学前児童保護者

	育児と仕事の両立で困ること	回答割合
1	子どもと接する時間が少ない	31.4%
2	急な残業が入ってしまう	29.4%
3	自分が病気・けがをしたときや、子どもが急に病気になったときに面倒をみてくれる人がいない	27.4%
4	職場の理解が得られない	14.2%
5	家族の理解が得られない	2.7%
	特にない	20.1%

小学生児童保護者

	育児と仕事の両立で困ること	回答割合
1	急な残業が入ってしまう	26.3%
2	子どもと接する時間が少ない	22.7%
3	自分が病気・けがをしたときや、子どもが急に病気になったときに面倒をみてくれる人がいない	14.1%
4	職場の理解が得られない	10.0%
5	子どものほかに面倒をみななければならない人がいる	3.9%
	特にない	33.5%

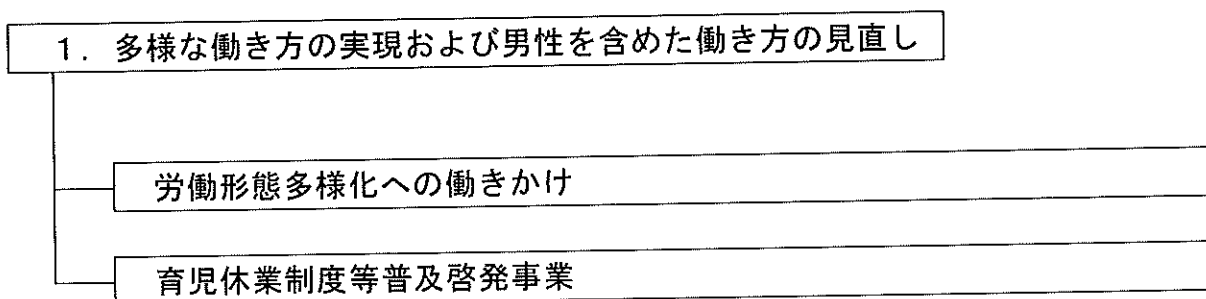
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

1. 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し

基本施策

男女ともに、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方の選択を実現させるとともに、「働き方の見直し」を推進します。

施策体系



■ 労働形態多様化への働きかけ

現状と課題

雇用情勢が厳しい中、経済的な事情から共働き世帯が増加しています。職業における男女区分は減少してきており、また、雇用形態や勤務体系も多様化してきているため、家族の中でも休日や勤務時間が違ってきています。

子育てと仕事の両立支援のため、事業主への積極的な働きかけが必要です。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○ハローワークや労働基準監督署など関係機関と連携しながら、事業主から理解と協力が得られるよう啓発に向けたPR等を行います。

○県と連携し、子育てと仕事の両立等を支援する「一般事業主行動計画」の策定を事業所に働きかけます。

○家庭においては、子育てと仕事の両立はもちろんのこと、子どもの幸せを一番に考えて、積極的に育児休業を取得しましょう。

■ 育児休業制度等普及啓発事業

現状と課題

育児休業を取得したいと考えている労働者のうち、実際に取得している労働者の割合は相当低い状況にあると考えられます。育児休業を取得しなかった理由として「職場の雰囲気から育児休業が取りづらかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「保育所等に預けることができた」などがあげられています。

「職場の雰囲気」を理由に育児休業の取得を断念する労働者がなくなるよう、育児休業を取得しやすい環境づくりに向けた事業主の育児休業を取りやすい環境づくりを促進する必要があります。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○事業所における育児休業法の普及と活用しやすい職場環境づくりを関係機関と連携して促進します。

○男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を図るとともに、関係機関と連携して支援情報を提供します。

○家庭においては、子育てと仕事の両立はもちろんのこと、子どもの幸せを一番に考えて、積極的に育児休業を取得しましょう。

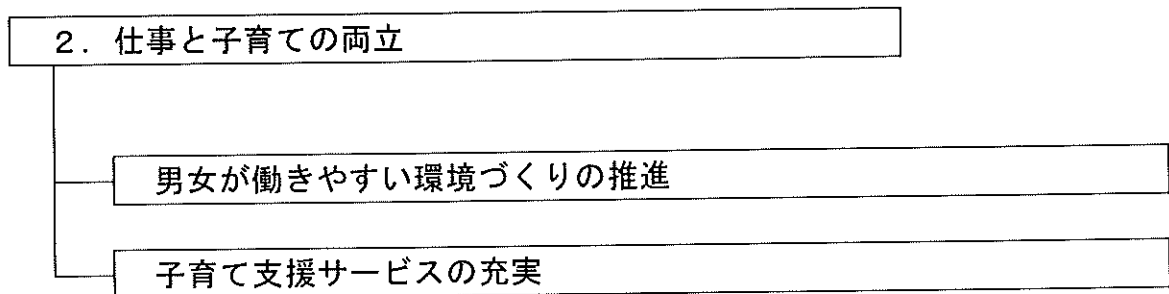
○企業においては、働く女性に対する母性健康管理に関する制度の周知、相談体制の整備を推進しましょう。

2. 仕事と子育ての両立

基本施策

仕事と子育ての両立を図るには、男女がともに働きともに子育てをする環境づくりと、多様な保育需要に対応する保育サービスの充実が求められます。このため、関係機関との連携をさらに深め、環境整備を進めるとともに、保育サービスの充実の徹底を図ります。

施策体系



■ 男女が働きやすい環境づくりの推進

現状と課題

男性も女性もともに働き、ともに子育てを行う男女共同参画社会実現のため、長い間の社会制度や習慣によって作り上げられた男女の役割を固定的に考える意識を解消し、互いに手を取り合い尊重しあう「意識づくり」が必要です。

男女共同参画推進協議会を設置し、男女共同参画推進キャンペーンを実施しています。さらなる活動推進のため、男女共同参画推進活動室の整備・充実が求められています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 「由利本荘市男女共同参画計画（平成18年～平成22年）」を踏まえ策定された「第2次由利本荘市男女共同参画計画（平成23年～平成27年）」に基づき、基本施策を推進します。
- 市広報、CATV等による啓発とともに、関係機関と連携した多様な啓発活動を行います。
- 家庭においては、子育てと仕事を両立するための知識と夫婦が協力して子育てを行うことについて話し合いましょう。夫婦で協力し合い、仕事と家庭の両立を目指しましょう。

■ 子育て支援サービスの充実

現状と課題

各種保育サービス、放課後児童クラブ等子育て支援策を実施しています。
子育てサービスの拡大・充実が求められています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 仕事と子育ての両立支援のため、各種保育サービス、放課後児童健全育成事業の充実に努めます。
- 家庭においては、子どもの幸せを第一に考えて子育て支援サービスを上手に利用しましょう。

第6章 子ども等の安全確保の推進

【現状】

交通弱者である子どもや高齢者が、交通ルール違反や交通マナーの低下、交通環境の大幅な変化による交通事故の犠牲になっています。また、近年では子どもの連れ去り事件も後を絶ちません。

こうした事件や事故から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域が協力し子どもの安全を確保するべく関係機関との連携をさらに深め、事件・事故の事前防止に努めます。

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

基本施策

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、関係民間団体等との連携・協力体制を強化し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

施策体系

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通事故防止対策の推進

チャイルドシート普及啓発事業

自転車の安全利用の推進

■ 交通事故防止対策の推進

現状と課題

団体、組織および警察等関係機関と緊密な連携を図りながら、子どもの交通安全を確保するための活動を推進しています。

交通安全対策協議会は、交通環境の整備改善を推進し、市民生活の安全確保、市民一丸となって交通秩序の確保と安全保持に努め、関連機関との連絡強化を図っています。

交通指導員は警察、交通安全推進機関等と緊密な連携を図り、交通事故防止のため、交通安全指導を行い、交通秩序の保持、交通事故防止に努めています。

交通安全母の会では、母親の立場から子どもと老人の交通事故防止に努めています。

交通事故防止のための取り組み強化が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○団体、組織および警察等関係機関と緊密な連携を図りながら、子どもの交通安全を確保するための活動を推進します。

○由利本荘市交通安全市民大会を開催し、交通事故に対する認識を深め、交通安全の大切さを自覚させるとともに、児童生徒、一般市民が一同に会して交通安全に対する方策を考え、広く市民運動を展開して理解を深めます。

○5年ごとに由利本荘市交通安全計画を作成し実施します。(由利本荘市交通安全対策会議条例)

○地域においては、危険な道路に気づいたら、関係機関に相談しましょう。

○地域においては、交通安全教室を開催しましょう。

○家庭においては、家族で交通ルールについて話し合しましょう。

■ チャイルドシート普及啓発事業

現状と課題

6歳未満の小児を自動車に乗せる場合にはチャイルドシートの着用が義務づけられています。が、正しい使用の徹底を図るため、普及啓発を推進する必要があります。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法について、普及啓発活動を積極的に展開するとともに情報提供等の充実に努めます。

○家庭においては、チャイルドシートの正しい使用方法を学び、交通事故から大切な子どもを守りましょう。

■ 自転車の安全利用の推進

現状と課題

近年の環境問題への関心や健康志向の高まりなどを背景に、子ども以外の自転車利用も増えておりますが、マナー違反、ルール違反により自転車に係わるトラブルが多く発生しています。

子どもの安全確保のため、児童・幼児の自転車乗車時の乗用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者全体の安全利用、ルール遵守を推進する必要があります。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○小学校、中学校、高等学校における自転車診断、交通指導隊員による小学生の自転車安全運転教室を実施、市広報やCATV等を活用した自転車ルールについての広報啓発、街頭での安全指導などを行い、自転車の安全利用の周知徹底を図ります。

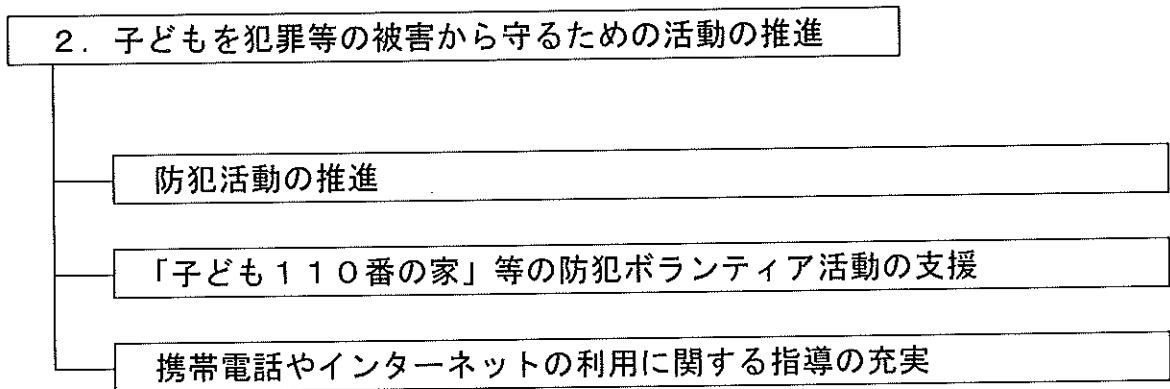
○家庭においては、自転車乗車時の乗用ヘルメットの着用、自転車の安全利用について話し合い、交通事故から大切な子どもを守りましょう。

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本施策

子どもを犯罪等の被害から守るためには、学校と家庭はもちろんのこと、地域社会の協力も必要です。三位一体となった、自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。

施策体系



■ 防犯活動の推進

現状と課題

各団体、組織および警察等関係機関と緊密な連携を図りながら、子どもを犯罪から守るための活動を推進しています。

由利本荘市防犯指導員の効果的な防犯活動を通じ、犯罪事故のない社会環境づくりを推進しています。

関係団体との連携の強化が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○由利本荘市防犯協会が中心となり関係機関と連携をとり、自主的な防犯活動を積極的に推進します。

○由利本荘市防犯指導員の効果的な防犯活動を通じ、犯罪事故のない社会環境づくりを推進します。

○住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。

○家庭においては、犯罪や防犯に関する情報の活用し、地域で防犯組織をつくり、防犯活動を推進しましょう。

■ 「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

現状と課題

各小学校では「子ども110番の家」を依頼し、協力を頂いている家にはステッカーを掲げ、児童生徒に地域の「子ども110番の家」の場所の周知を図っています。

登下校見守り隊や軒下見守り隊など、地域の防犯ボランティアが求められています。

関係団体との連携の強化が求められます。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○「子ども110番の家」や学校評議員等の協力を得ながら、児童生徒の安全管理に一層努めます。

○「子ども110番の家」や車に掲げているステッカーについては、子どもの目線でとらえやすいような工夫を図ります。

○福祉事務所や青少年健全育成市民会議、青少年保護育成委員会等の関係機関・団体と手を携え、子どもの安全管理に努めます。

○地域や学校及び関係団体と連携しながら、登下校見守り隊などの設置を図ります。

○家庭においては、家族で「子ども110番の家」を確認しましょう。

■ 携帯電話やインターネットの利用に関する指導の充実

現状と課題

平成25年度調査によると、携帯電話、スマートフォン、通信機能付き端末(ゲーム機)を合わせた所持率は、小学校6年生で70%、中学校3年生で64%とインターネット利用が可能な機器の所持率は増大しております。それらを所有している中でフィルタリングの利用をしている割合は小学校6年生で26.3%、中学校3年生で30.8%と低い状況です。

小中学校では学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止にしています。

インターネットや携帯電話のメールや掲示板等の利用について、安全で適切な利用の仕方を各学校で指導しています。

警察や携帯電話会社と連携を図りながら、携帯電話等の利用に関するモラルや危険性の指導を行っていきます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○道徳の時間や特別活動の時間等を利用しながら、情報モラル指導を充実させます。

○保護者と共通理解を図りながら、フィルタリングの利用の啓発を図ります。

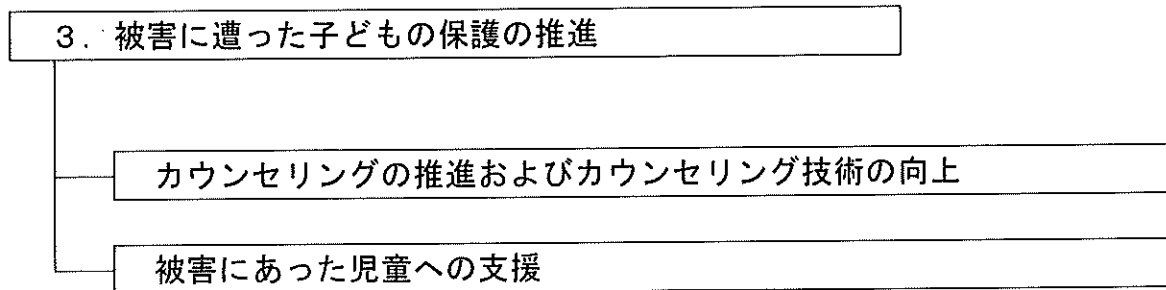
○家庭では、インターネットや携帯電話を子どもに利用させるときには約束事を決め、きちんと守らせましょう。

3. 被害に遭った子どもの保護の推進

基本施策

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリングなど、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

施策体系



■ カウンセリングの推進およびカウンセリング技術の向上

現状と課題

学校担任や子ども、親等からの相談を、学校、スクールカウンセラー、相談機関職員、関係機関職員等とで連携を図り、カウンセリングに努めています。

さらなる関係機関との連携とカウンセリング技術の向上が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 事案に基づいて適切なカウンセリングができるよう、関係機関との連携をさらに深めます。
- スクールカウンセラー等を招聘して研修会を開催し、カウンセリングの技術を高めるよう努めます。

■ 被害にあった児童への支援

現状と課題

学校や児童相談所、保健所、医療機関と連携し、子どもや家族に対する援助を行っています。被害に遭った児童への支援の充実が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ケアと立ち直りを支援するため、学校や児童相談所、保健所、医療機関と連携を強化し、子どもに対するカウンセリングや家庭に対する助言等、きめ細かな支援を実施します。
- 地域においては、地域で子育てを支援する気持ちを忘れずに、積極的な地域交流を行い、子どもが被害者となるいじめや虐待の防止に努めましょう。

第7章 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

【現状】

近年、出生数の低下や晩婚化に加え、離婚の増加等に伴う、ひとり親世帯が増えてきています。ひとり親世帯における子育ては経済的・社会的に不安な状態であり、自立した社会生活を送ることができるよう支援を進めていくことが必要です。また、障がいのある子どもを持つ家庭についても十分な支援が求められています。

さらに、児童虐待を含め、要保護児童に関する相談件数・事件は増加する傾向にあり、その内容も深刻化・複雑化しています。すべての児童の健全な成長を確保するため、要保護児童の早期発見と防止、親と子どもの問題行動に地域全体で対応できる体制づくりを推進します。

【本市のひとり親世帯の推移(各年8月1日現在)】

(単位：世帯)

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
母子世帯	765	771	816	845	835	885	900	895	917	910
父子世帯	—	—	—	178	163	155	157	156	157	186

※平成16年以前は、合併前の市町の合計。(父子世帯はデータなし)

資料：母子・父子世帯実態調査

【児童相談所における児童虐待相談件数】

(単位：人)

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
秋田県	111	56	74	90	127	203	222	240	216	262
全国	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,662	44,211	55,152

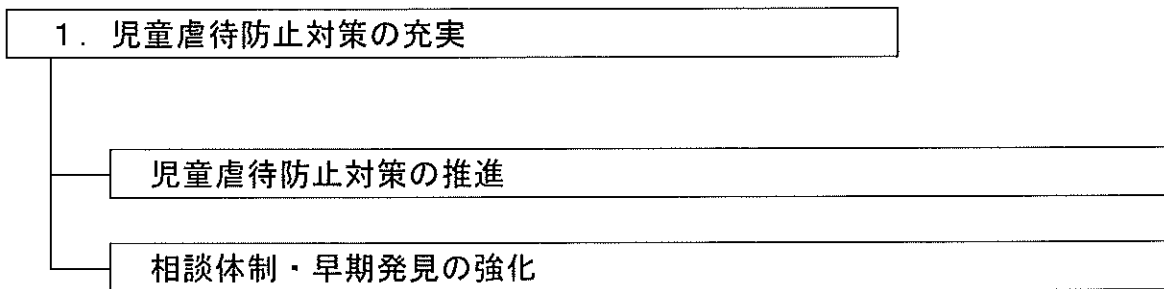
資料：秋田県、厚生労働省（平成22年度は速報値。宮城・福島両県と仙台市を除く）

1. 児童虐待防止対策の充実

基本施策

児童虐待が深刻化しています。虐待の背景には、家族間の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どここの家庭にでも起こり得ることともされています。早期の発見・防止のために、相談体制の強化と充実を推進します。また、虐待を受けた児童に対する支援とアフターケアを関係機関と連携し行います。さらには、親と子どもの問題行動を地域住民からも発見・相談できる体制づくりを推進します。

施策体系



■ 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の協力のもと、連携しながら個々の子どもや家庭に援助・指導を行っています。援助・指導の充実のため、今後とも関係機関との連携の強化が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 児童虐待の早期発見・対応のため、乳幼児健診の活用を図るほか、児童相談所、民生児童委員、保育所や教育機関、保健医療機関、警察等の関係機関とのネットワークの充実・強化を図るとともに、通告義務等の児童虐待防止に関する啓発に努めます。
- 保護者の育児不安や虐待、子どもを取り巻く様々な問題に早期に対応するため、必要な指導・援助を実施する総合的な相談体制の充実を図り、親と子の健康づくり対策を推進します。
- 家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、関係機関や警察との連携をさらに深め、迅速な対応を図っていきます。
- 全地域で要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、児童虐待の早期発見、防止に努めます。
- 地域においては、児童に対する虐待を見たり聞いたりした場合は関係機関に相談しましょう。
- 家庭においては、改正児童虐待防止法を認識し、児童虐待のないまちにしましょう。

由利本荘市要保護児童対策地域協議会実施要綱（抜粋）

（目的）

第1条 児童虐待をはじめ非行児童などの要保護児童の対策については、関係機関がネットワークを構築して情報の共有化を図り、連携を図りながら一体となって対応することが重要である。

このため、要保護児童に対する共通認識を深め、個々の子どもや家庭に効果的な援助を行うことを目的とし、由利本荘市要保護児童対策地域協議会を設置する。

（組織）

第3条 地域協議会は、由利本荘市要保護児童対策代表者会議、各地域単位で組織する由利本荘市要保護児童対策実務者会議及び個別の要保護児童について協議する由利本荘市要保護児童対策個別ケース検討会議で組織する。

■ 相談体制・早期発見の強化

現状と課題

乳幼児健康診断や子育て等に関する相談・訪問および保育所等社会資源と有効な連携を図りながら、支援が必要な家庭への関わりに取り組んでいます。

乳幼児検診、健康相談の会場での親子のかかわり方等を観察をすることにより虐待の早期発見の機会にしています。

総記からの教育相談・支援体制により、健康管理課・子育て支援課・学校教育課の3課で情報を共有し合うことにより、幼児・児童の状況を把握し、保護者との早期からの相談体制を強化していきます。

これからの取り組み

■行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○虐待防止に向け専門家からの具体的指導を受けるとともに関係機関と連携を図ります。

○関係機関および関係団体とはプライバシーの保護に配慮した情報交換により、お互いの専門性を十分に発揮しあえる体制づくりを進めていきます。

○児童虐待の早期発見のため、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などを活用するほか、未然防止と適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、民生児童委員・主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による養育支援のネットワークの充実・強化を図り、児童虐待の防止に努めます。

○保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

○家庭においては、いじめや不登校などに気がいたら関係機関に相談しましょう。

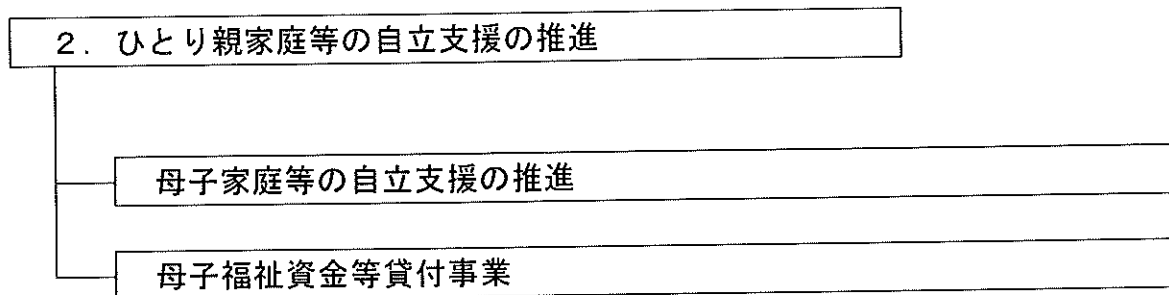
○地域では、いじめを見たり聞いたりしたら関係機関に相談しましょう。

2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本施策

ひとり親家庭を対象とした精神的・経済的な支援を行います。

施策体系



■ 母子家庭等の自立支援の推進

現状と課題

母子自立支援員による各種相談を実施しています。就労に関する相談や母子寡婦福祉資金の貸し付け等を実施しています。

関係機関との連携を図るなど、さらなる相談体制の強化が必要です。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○母子家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、母子家庭の母の就業を促進するため、関係機関や事業者への協力を要請します。

○なんでも気兼ねなく相談できる雰囲気づくりを行い、ひとり親家庭等の精神的な負担の軽減・指導を行います。

■ 母子寡婦資金等貸付事業

現状と課題

母子家庭等に対し就学資金等を貸し付けを行っていますが、さらなる経済的自立の助成の充実が求められていることから、平成17年度より母子家庭自立支援給付金支給事業を実施しています。

また、ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付を行っています。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かな自立支援を実施します。

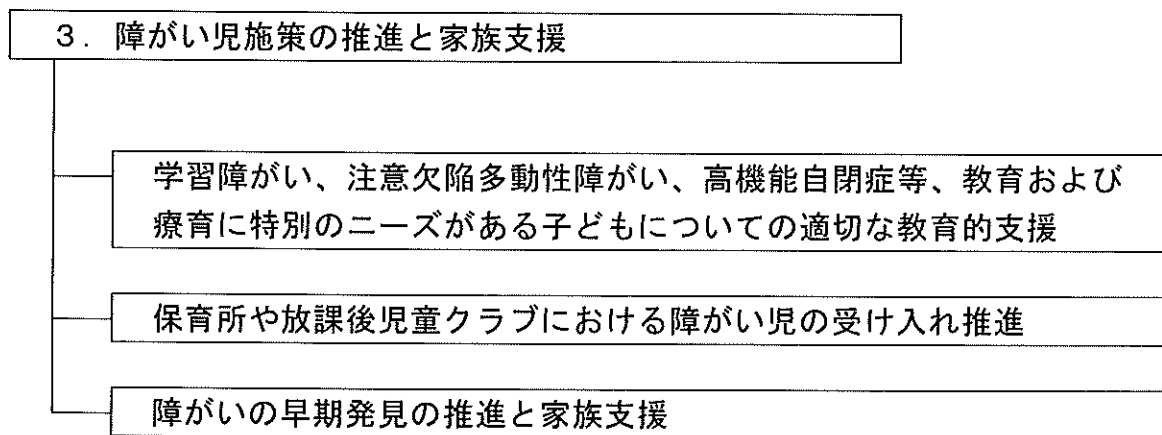
3. 障がい児施策の推進と家族支援

基本施策

すべての人々が普通に暮らしていけるような「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、障がい児の健全な発達とその親を温かく見守る環境を社会全体で推進します。

また、妊婦・乳幼児期の健康診査の充実を図り、身体面の発育不良、障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見を行い、発見された児童に対して専門機関のサポートにより適切な医療と指導を実施する体制を強化します。

施策体系



■ 学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等、教育および療育に特別のニーズがある子どもについての適切な教育的支援

現状と課題

少人数学習推進事業やTT（ティーム・ティーチング）等を通じて、児童・生徒の実態に即した指導に努めています。また、就学指導委員会で話題とし、適切な指導のあり方について検討しています。

一人一人に即した指導の充実が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○国や県の動向に注視し、今後における特別支援教育のあり方について研究を深めるとともに、適切な教育的支援に努めます。

○就学指導委員会等での情報交換を密にし、医師や学識経験者等の指導助言を元にしながら、個別の支援計画を作成し一人一人に即した指導の充実に努めます。

○必要に応じて学校生活サポート職員を配置し、子どもへの支援の充実を図ります。

○地域においては、講演会等に積極的に参加し、障がいについての理解を深めましょう。

■ 保育所や放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進

現状と課題

平成22年度に保育所に入所した障がい児は30人、放課後児童クラブを利用する障がい児は10人となっています。また、心身障がい児集団訓練事業には38人、重度の障がいをもつ児童等を対象とした在宅児療育教室には10人の児童が登録しています。

療育指導の充実と障がい児通園（デイ・サービス）事業の早期実施が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

- 各種乳幼児健診、巡回児童相談を通じ、精神・運動等に障がいのある子どもを早期発見し、各種療育教室への参加および保育所入所による早期の集団経験を促し、適切な療育指導に努めます。
- 保育所、放課後児童クラブの障がい児保育事業補助金等を活用し、障がい児の受け入れを促すとともに、障がい児通園（デイ・サービス）事業の早期実施を目指します。
- 家庭においては、障がいについての理解を深めましょう。

■ 障がいの早期発見の推進と家族支援

現状と課題

乳幼児健診や子育て等に関する相談・訪問および保育所等社会資源と有効な連携を図りながら、障がい児とその家族への支援に取り組んでいます。

障がいの早期発見と家族支援のために、関係機関とのさらなる連携強化が求められます。

これからの取り組み

■ 行政や関係機関及び地域や家庭の取り組み

○関係機関および関係団体とはプライバシーの保護に配慮した情報交換により、お互いの専門性を十分に発揮しあえる体制づくりを進め、早期発見と家族のケアを実施していきます。

○療育相談として、療育指導および精神的なケアを行います。

○平成23年度から実施の5歳児健康相談を、平成26年度から全ての5歳児を対象として内容を充実させながら継続し、3歳児健康診査では発見できない発達の偏りを就学前に確認し、支援していきます。

○地域や家庭においては、障がいに対して理解し、みんなで見守り支え合いましょう。

第 4 部 資料編

次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画に係る目標数値等

事業名	平成21年度 実績見込	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
1 平日昼間の保育サービス				
認可保育所	26か所 2,491人	26か所 2,349人	26か所 2,444人	26か所 2,234人
3歳未満児	1,130人	1,019人	1,176人	1,062人
3歳以上児	1,361人	1,330人	1,268人	1,172人
保育5サービス	27か所 2,498人	27か所 2,356人	27か所 2,543人	27か所 2,324人
3歳未満児	1,132人	1,021人	1,221人	1,102人
3歳以上児	1,366人	1,335人	1,322人	1,222人
保育6サービス (3歳以上児)	32か所 1,697人	32か所 1,666人	32か所 1,500人	32か所 1,387人
2 夜間帯の保育サービス				
延長保育事業	25か所	25か所	26か所	26か所
夜間保育事業	—	—	—	—
トワイライトステイ事業	—	—	—	—
3 休日保育事業	3か所	3か所	3か所	3か所
4 病児・病後児保育事業				
病児・病後児対応型	4か所	4か所	4か所	4か所
体調不良児対応型	—	—	—	—
5 一時預かり事業	25か所	25か所	26か所	26か所
6 ショートステイ事業	—	—	—	—
7 放課後児童健全育成事業	18か所 757人	19か所 731人	18か所 905人	18か所 898人
8 放課後子ども教室推進事業	21か所	21か所	15か所	15か所
9 地域子育て支援拠点事業	5か所	5か所	8か所	8か所
10 ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所	1か所

※平成26年度・29年度目標事業量(人)は、「次世代育成支援に関するニーズ調査」に基づくニーズ量。

推計児童人口

推計児童人口

(単位：人)

年齢	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
0歳	612	580	569	555	542	529	475
1歳	607	636	603	592	578	565	510
2歳	640	607	636	603	592	578	525
0~3歳計	1,859	1,823	1,808	1,750	1,712	1,672	1,510
3歳	577	637	604	633	600	589	549
4歳	619	572	632	599	628	595	557
5歳	630	609	563	622	590	619	561
3~5歳計	1,826	1,818	1,799	1,854	1,818	1,803	1,667
6歳	675	617	596	551	609	577	562
7歳	662	681	622	601	556	614	578
8歳	722	667	686	627	606	561	616
6~8歳計	2,059	1,965	1,904	1,779	1,771	1,752	1,756
9歳	743	716	662	681	622	601	582
10歳	747	737	711	657	676	617	608
11歳	766	745	735	709	655	674	549
9~11歳計	2,256	2,198	2,108	2,047	1,953	1,892	1,739
12歳	788	759	738	728	702	648	587
13歳	787	786	757	736	726	700	606
14歳	848	787	786	757	736	726	665
12~14歳計	2,423	2,332	2,281	2,221	2,164	2,074	1,858
15歳	817	847	786	785	756	735	645
16歳	836	812	842	782	781	752	695
17歳	883	832	808	838	778	777	717
15~17歳計	2,536	2,491	2,436	2,405	2,315	2,264	2,057
合計	12,959	12,627	12,336	12,056	11,733	11,457	10,587

※「住民基本台帳人口」および「外国人登録人口」を用い、「コーホート変化率法」で推計。

※平成21年度は実人口。各年4月1日時点の人口。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」に基づくニーズ量

◎平日昼間の保育サービスニーズ量

○平成26年度

3歳未満児（推定児童数 1,672人）

（単位：人、％）

家庭類型	潜在割合	児童数	認可保育所		保育5サービス	
			利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量
ひとり親家庭	5.2	87	90.5	79	90.5	79
フルタイム×フルタイム	50.5	844	85.6	722	90.0	760
フルタイム×パートタイム	25.5	426	88.1	375	89.6	382
パートタイム×パートタイム	0.0	0	0.0	0	0.0	0
全体	81.2	1,357		1,176		1,221

3歳以上児（推定児童数 1,803人）

（単位：人、％）

家庭類型	潜在割合	児童数	認可保育所		保育5サービス		保育6サービス	
			利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量
ひとり親家庭	11.6	209	81.6	171	86.8	181	94.7	198
フルタイム×フルタイム	48.5	874	77.7	679	81.1	709	83.8	732
フルタイム×パートタイム	29.3	528	78.2	413	80.8	427	83.3	440
専業主婦(夫)	10.4	187					66.7	125
パートタイム×パートタイム	0.3	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5
無業×無業	0.0	0					0.0	0
その他	0.0	0					0.0	0
全体	100.0	1,803		1,268		1,322		1,500

※潜在割合：現在割合から、就労希望者のうち「すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」を選択した者を就労希望形態により、家庭類型区分を移動し算出

※利用率：利用意向率

※保育5サービス：認可保育所、家庭的保育、事業所内保育、自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設

※保育6サービス：保育5サービスに幼稚園の預かり保育を加えたもの

○平成29年度

3歳未満児（推定児童数 1,510人）

（単位：人、％）

家庭類型	潜在割合	児童数	認可保育所		保育5サービス	
			利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量
ひとり親家庭	5.2	78	90.5	71	90.5	71
フルタイム×フルタイム	50.5	762	85.6	652	90.0	686
フルタイム×パートタイム	25.5	385	88.1	339	89.6	345
パートタイム×パートタイム	0.0	0	0.0	0	0.0	0
全体	81.2	1,225		1,062		1,102

3歳以上児（推定児童数 1,667人）

（単位：人、％）

家庭類型	潜在割合	児童数	認可保育所		保育5サービス		保育6サービス	
			利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量	利用率	ニーズ量
ひとり親家庭	11.6	193	81.6	157	86.8	168	94.7	183
フルタイム×フルタイム	48.5	808	77.7	628	81.1	655	83.8	677
フルタイム×パートタイム	29.3	488	78.2	382	80.8	394	83.3	407
専業主婦(夫)	10.4	173					66.7	115
パートタイム×パートタイム	0.3	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5
無業×無業	0.0	0					0.0	0
その他	0.0	0					0.0	0
全体	100.0	1,667		1,172		1,222		1,387

保育所・幼稚園等一覧

認可保育所

No.	地域	名称	住所	電話
1	本荘	本荘保育園	由利本荘市裏尾崎町27-3	22-0662
2		風の子保育園	由利本荘市御門74	22-8885
3		ひかり保育園	由利本荘市八幡下24-1	22-0560
4		石脇東保育園	由利本荘市石脇字上ノ山99	22-4183
5		石脇西保育園	由利本荘市石脇字田尻30-12	22-2149
6		石脇北保育園	由利本荘市石脇字竜巻14	24-3622
7		中央保育園	由利本荘市薬師堂字谷地127-3	23-1313
8		子吉保育園	由利本荘市藤崎字藤代124-2	22-0045
9		石沢保育園	由利本荘市館字六角168-2	29-2104
10		松ヶ崎保育園	由利本荘市松ヶ崎字光禅寺前99	28-2054
11		小友保育園	由利本荘市館前字後田20	22-3532
12		内越保育園	由利本荘市川口字愛宕町137-2	22-3165
13		清徳保育園	由利本荘市桜小路43	24-2501
14	矢島	矢島保育園	由利本荘市矢島町城内字八森下515	27-5656
15	岩城	亀田保育園	由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町35-2	72-2353
16		道川保育園	由利本荘市岩城内道川字馬道29	73-2202
17	由利	ゆり保育園	由利本荘市前郷字家岸上堤76	53-4191
18	大内	岩谷保育園	由利本荘市岩谷町字日渡59-1	65-2008
19		下川大内保育園	由利本荘市松本字上川原14-2	66-2111
20		上川大内保育園	由利本荘市小栗山字横道11	67-2149
21	東由利	みどり保育園	由利本荘市東由利館合字向田76-1	69-2131
22		永慶保育園	由利本荘市東由利蔵字蔵127-2	69-3101
23	西目	西目保育園	由利本荘市西目町海士剥字海士剥下52-21	33-2022
24	鳥海	川内保育園	由利本荘市鳥海町伏見字久保16-3	57-2010
25		笹子保育園	由利本荘市鳥海町上笹子字石神10-1	59-2331

認可外保育所

No.	地域	名称	住所	電話
1	本荘	24時間保育園 太陽の子	由利本荘市花畑町1-20	22-8244

幼稚園

No.	地域	名称	住所	電話
1	本荘	若草幼稚園	由利本荘市東梵天52	22-0852
2		清徳幼稚園	由利本荘市桜小路43	24-2501
3		本荘カトリック幼稚園	由利本荘市給人町100	22-2068
4		本荘幼稚園	由利本荘市東町56	22-3116
5	西目	西目幼稚園	由利本荘市西目町沼田字新道下2-4	33-2038

放課後児童クラブ

No.	地域	名称	住所	電話
1	本荘	石脇児童クラブ 「どんぐり」	由利本荘市石脇字竜巻14	23-1345
2		「まつぼっくり」		
3		つるまい学童クラブ	由利本荘市水林	28-5625
4		尾崎児童クラブ	由利本荘市桜小路1-5	28-5570
5		子吉放課後児童クラブ	由利本荘市薬師堂字堂ノ下93-2	23-0191
6		小友学童クラブ	由利本荘市館前字後田20	22-3532
7		石沢学童クラブ	由利本荘市館字六角168-2	29-2104
8	矢島	矢島学童保育	由利本荘市矢島町元町字新町112	55-2236
9	岩城	亀田学童クラブ	由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町93-3	73-3560
10		道川学童クラブ	由利本荘市岩城内道川字馬道12-9	73-2202
11		岩城児童クラブ	由利本荘市岩城内道川字水呑場27-1	73-3175
12	由利	ゆり児童クラブ	由利本荘市前郷字御伊勢下39-2	53-3166
13	大内	岩谷学童クラブ	由利本荘市岩谷町字田ノ尻106-1	65-2891
14		下川大内学童クラブ	由利本荘市新沢字猫屋敷45	050-7788- 2541
15		上川大内学童クラブ	由利本荘市小栗山字小栗山113	050-7788- 2540
16	東由利	みどり学童クラブ	由利本荘市東由利館合字向田76-1	69-2131
17		永慶学童クラブ	由利本荘市東由利蔵字蔵127-2	69-3101
18	西目	西目学童クラブ	由利本荘市西目町沼田字新道下2-532	33-2369
19	鳥海	川内学童クラブ	由利本荘市鳥海町栗沢字上田野4	57-3775
20		直根学童クラブ	由利本荘市鳥海町下直根字中村110-4	57-3501
21		笹子学童クラブ	由利本荘市鳥海町上笹子字塚台65	57-3501

子育て支援センター

No.	地域	名称	住所	電話
1	本荘	本荘子育て支援センター”あいあい”	由利本荘市石脇字田尻30-12	28-5535
2	矢島	矢島地域子育て支援センター	由利本荘市矢島町城内字八森下515	27-5656
3	由利	由利地域子育て支援センター	由利本荘市前郷字家岸上堤76	53-4191
4	大内	大内子育て支援センター のびっこ	由利本荘市岩谷町字日渡59-1	62-1870
5	鳥海	鳥海地域子育て支援センター	由利本荘市鳥海町下直根字中村17-2	58-2151

児童館

No.	地域	名称	住所	電話
1	本荘	本荘中央児童館	由利本荘市切通1	22-3489
2	大内	岩谷児童館	由利本荘市岩谷町字田ノ尻74	65-2891
3	西目	西目中央児童館	由利本荘市西目町沼田字新道下2-532	33-2369

次世代育成支援推進協議会委員名簿

由利本荘市次世代育成支援推進協議会委員（26年度）

NO	氏 名	所 属	選 出 区 分
1	金 森 利 一	由利本荘市保育協議会会長	福祉関係団体
2	大 城 敬 子	由利本荘市私立幼稚園協議会	教育関係団体
3	菅 原 耕 悦	由利本荘市校長会会長	教育関係団体
4	吉 田 光 浩	由利本荘市商工会事務局長	商工関係団体
5	佐 藤 奈緒子	子育てサークル代表	本荘地域
6	真 坂 伸 子	矢島保育園長	矢島地域
7	早 川 あけみ	由利本荘市男女共同参画推進協議会委員	岩城地域
8	村 上 菊 夫	民生児童委員	由利地域
9	伊 藤 直 子	主任児童委員	大内地域
10	荘 野 美保子	主任児童委員	東由利地域
11	工 藤 玲 子	西目中央児童館児童厚生員	西目地域
12	鈴 木 仁 美	主任児童委員	鳥海地域

安心して子どもを産み、健やかに育つ子育ての絆あるまちづくり

由利本荘市次世代育成支援後期行動計画

平成22年3月

平成23年3月（一部改訂）

平成24年3月（一部改訂）

平成25年3月（一部改訂）

平成26年3月（一部改訂）

発行	由利本荘市 秋田県由利本荘市尾崎17番地
TEL	0184-24-6319（市民福祉部子育て支援課）
ホームページ	http://www.city.yurihonjo.akita.jp